



東京 2020 ゴールドパートナー(生命保険)

2018年4月改訂

注意喚起情報



ご契約のしおり 定款・約款



しおり番号：201804H

約款等の内容は当社ホームページにて確認いただけます。
(当社ホームページの参照方法は80ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。)

(注)当社ホームページを閲覧できる環境にない場合や、その他の理由で「約款冊子」の交付を希望される場合には、ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

もしものときの…



生活費

ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）

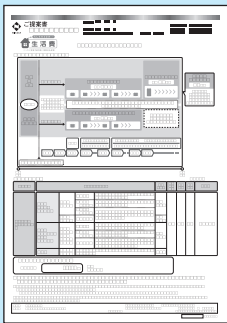
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ

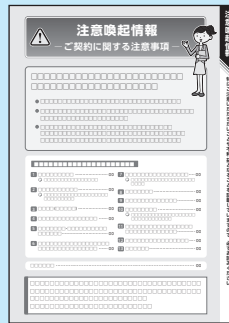
これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



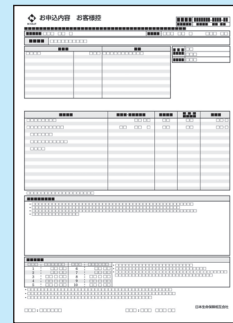
（ご提案の際または申込みの際にお渡ししています）

注意喚起情報



（この冊子の冒頭に綴込んでいます）

お申込内容 お客様控



（申込みの際にお渡ししています）

ご契約のしおりー定款・約款

この冊子の構成は次のとおりです

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、給付金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。



P.3～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。



お客様ID規程 ずっともっとサービス規程 ご契約情報家族連絡サービス規程

契約者をご利用いただけるサービスの内容やとりきめ等について、記載しています。



当社ホームページにて確認いただけます。（参照方法は80ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。）



注意喚起情報

— ご契約に関する注意事項 —



この「注意喚起情報」には、特にご注意くださいことや**不利益となること**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。
- 特に、給付金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ず確認ください。
- 現在のご契約について解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

特にご注意ください事項・不利益となる事項

1 クーリング・オフ制度…………… 01	7 給付金等の請求…………… 06
✔ 制度の利用期間には制限があります	8 給付金等をお支払いできない場合…………… 07
2 健康状態等の告知義務…………… 02	9 解約と解約払戻金…………… 07
✔ 正しく告知いただけないとご契約は解除されます	✔ 解約払戻金はありません
3 責任開始(保障の開始)…………… 03	10 確認担当職員による申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等の確認…………… 07
4 死亡保障等がないこと…………… 03	11 生命保険会社が経営破綻した場合等…………… 08
5 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合…………… 04	12 相互会社運営…………… 08
6 保険料の払込みがない場合等の取扱い…………… 05	
✔ 保険料の払込みがなければご契約は解除されます	
相談・照会・苦情の連絡先…………… 09	

給付金等の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約内容に関する事項は、📖「**ご契約のしおり一定款・約款**」(当冊子)に記載しています。また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。詳しくは、📖「**ご契約のしおり一定款・約款**」(当冊子)を確認ください。

1

クーリング・オフ制度

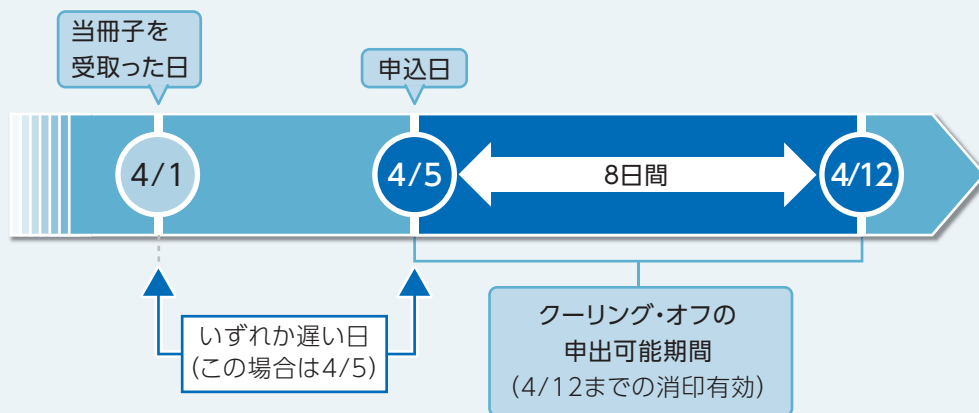
ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回やご契約の解除ができます。



ご契約のしおり P.10

■ 当社指定の医師による診査後の場合は、当制度は利用できません。

クーリング・オフ〈例〉



健康状態等についてありのままを告知ください。



📖 ご契約のしおり P.13~P.15

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 告知書^(※1)に記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
*1 当社所定の端末を使用する方法を含みます。
- 生命保険募集人^(※2)や当社の確認担当職員には告知を受ける権限がありません。
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
*2 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書または当社指定の医師の口頭での質問に沿って、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 傷病歴等がある場合でも、ご契約をお引受けできる場合があります。
なお、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
なお、責任開始の日から2年を経過していても、給付金の支払事由が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合、給付金の支払事由に該当していても、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、給付金等のお支払いができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

特にご注意ください。また、不利となることを記載していただきますので、必ずお読みください。

3

責任開始(保障の開始)

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。



 ご契約のしおり P.10、P.16

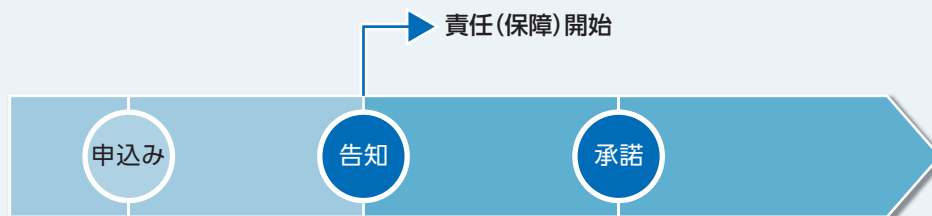
- 当社の生命保険募集人(*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。

* 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

- ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

責任開始(保障の開始)〈例〉

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



4

死亡保障等がないこと

この保険には、死亡保障等はありません。



 ご契約のしおり P.8

- この保険には、次の保障はありません。

- 死亡保障
- 所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の**保険料の払込みの免除**

5

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。



 ご契約のしおり P.12

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様、健康状態等を告知する義務があります。そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。また、新しいご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

詳しくは **2** **健康状態等の告知義務** を確認ください。
- 新しいご契約については、原因となる傷病が責任開始時前に生じている場合等には、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なる場合があります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

特にご注意ください。また、不利益となることを記載していますので、必ずお読みください。

保険料は払込期月内に払込みください。払込みがない場合は、当社から通知を行ったうえで、ご契約を解除します。解除されたご契約を元に戻すことはできません。住所変更された場合、当社に必ず連絡ください。変更のご連絡がなく通知が届かない場合でもご契約が解除されることになります。



 ご契約のしおり P.29、P.31

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - 保険料の払込みの案内(催告)
 - **解除予定日(*)の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること**
 - * 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。
- 当社に登録いただいた住所について変更がある場合、必ず連絡ください。**住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に上記通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。**
- この保険には、解除されたご契約を元に戻す取扱いはありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。

給付金等の請求

給付金等の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にも連絡ください。



 ご契約のしおり P.32、P.33、P.36

- 給付金等の支払事由、請求手続等については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせて確認ください。
- 当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ず連絡ください。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

特にご注意ください。また、不利なことを記載していただきますので、必ずお読みください。

8

給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合があります。



📖 ご契約のしおり P.39~P.41

代表的なものは、次のとおりです。

- 支払事由に該当しない場合
 - 責任開始時前に生じた傷病を原因とする場合 等
- 免責事由に該当した場合
 - 契約者・被保険者の故意または重大な過失 等
- 告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者、給付金等の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、ご契約が解除された場合

9

解約と解約払戻金

この保険には、解約払戻金はありません。



📖 ご契約のしおり P.46

10

確認担当職員による申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等の確認

当社の確認担当職員(当社が委託した確認担当者を含みます。)が、申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等を確認させていただくことがあります。



📖 ご契約のしおり P.11、P.32

11

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により給付金額等が削減されることがあります。



📖 ご契約のしおり P.56、P.57

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

12

相互会社運営

当社は相互会社です。
相互会社では、契約者が社員となります。



📖 ご契約のしおり P.60

- 当社は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、社員の中から選出された「総代」により構成される「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員配当請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権等があります。また、総代の選出に関する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
ニッセイコールセンターに連絡ください。

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付
時間

月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・
来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国
各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼し
た後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない
場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約
者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約のしおり 3

当冊子をお読みいただくにあたって 4

目的別もくじ 6

ご契約にあたって

1	「ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）」の特徴	8
2	申込みに際して	10
	○ご契約の成立	10
	○クーリング・オフ制度	10
	○申込みに際してのご留意点	11
3	申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合	12
4	健康状態等の告知義務	13
5	責任開始（保障の開始）と契約日	16

しくみ

6	保障内容	17
7	配当金	26

保険料の払込み

8	保険料の払込方法	27
9	保険料の払込期月・保険料期間	29
10	保険料の払込みの案内とご契約の解除	31

給付金等の請求やお支払い

11	給付金等の請求	32
12	指定代理請求人・法定相続人による請求	36
13	給付金等のお支払い時の保険料の精算	38
14	給付金等をお支払いできない場合	39

ご契約後の取扱い

15	解約と解約払戻金	46
16	ご契約後の保障内容の見直し	48
17	死亡時支払金受取人の変更	49
18	住所等の変更にもなう手続き	50
19	生命保険と税金	51

その他生命保険に関するお知らせ

20	その他生命保険に関するお知らせ	53
	○個人情報の取扱い	53
	○個人情報保護方針	54
	○生命保険契約者保護機構	56
	○支払査定時照会制度	58
	○財産的基礎の充実	59
	○相互会社運営	60

約款抜粋	61
「ずっともっとサービス」等について	65
用語の説明	70
お客様窓口	77
約款等をWebでご覧いただくにあたって	80

※次の内容は当社ホームページにて確認いただけます。

- 約款
- 定款
- お客様ID規程
- ずっともっとサービス規程
- ご契約情報家族連絡サービス規程

ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、給付金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が届きましたら、次の表に記入のうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	—	契約日	年	月	日
契約者					
被保険者					

■保険契約

○今回加入した保険契約は次のとおりです。

支払事由の詳細については、「6. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号

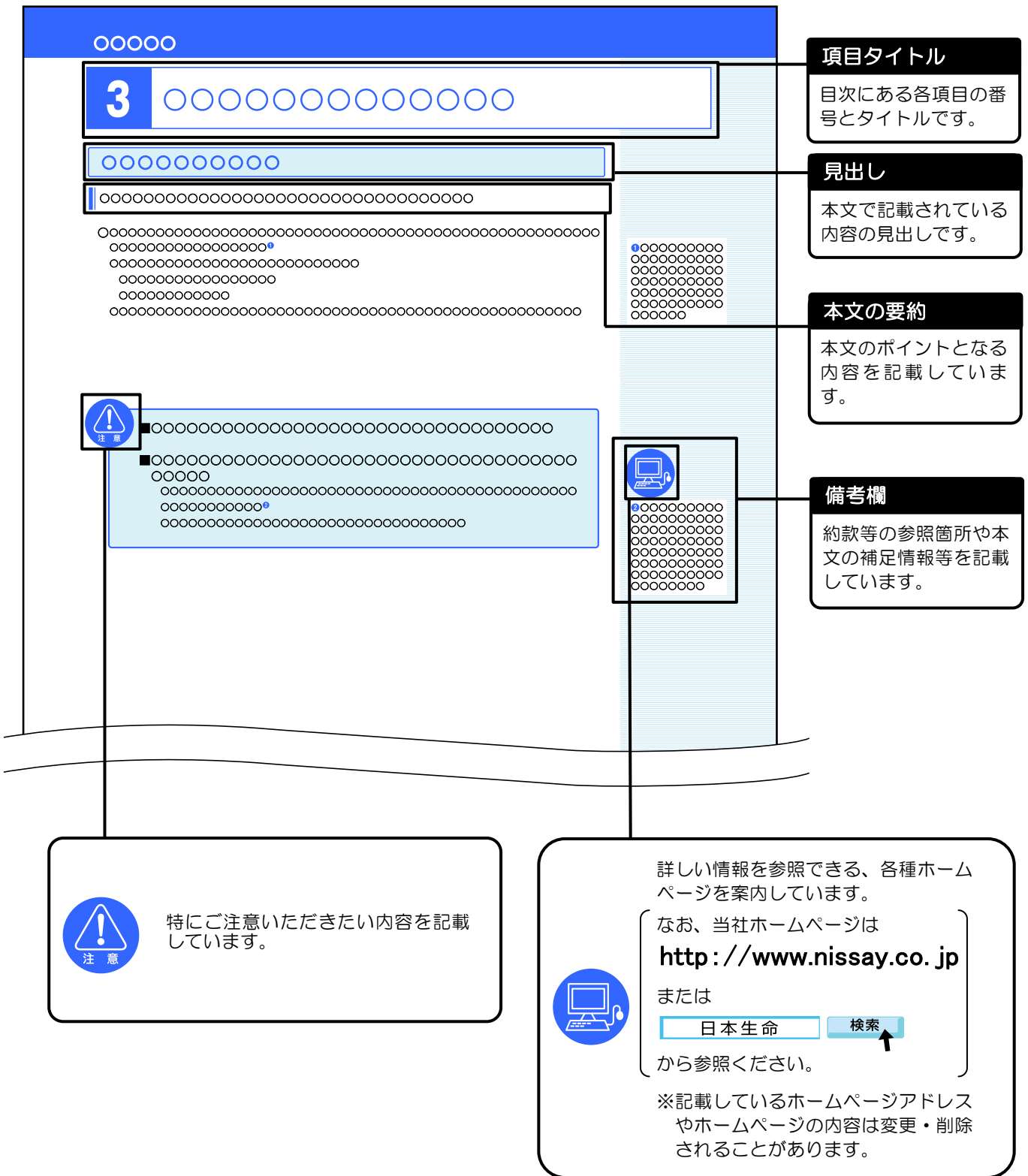
就業不能保険（無解約払戻金）

所定の就業不能状態に備える保険



P17

当冊子の見方



目的別もくじ

ご契約にあたって

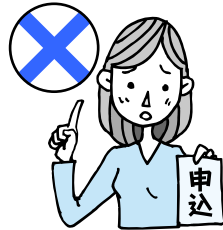
この保険の特徴について
知りたい



1. 「ニッセイ就業不能保険
(無解約払戻金)」
の特徴 **P8**

6. 保障内容 **P17**

申込みを撤回したい



2. 申込みに際して
・クーリング・オフ
制度 **P10**

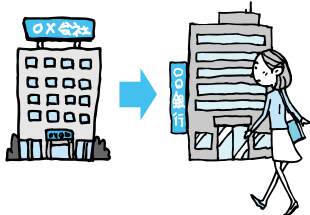
告知義務について知りたい



4. 健康状態等の告知義務 **P13**

保険料について

保険料の払込方法を変えたい
保険料をまとめて払いたい



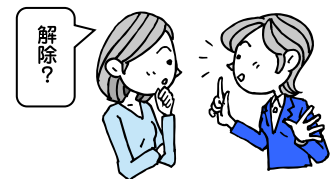
8. 保険料の払込方法 **P27**

いつまでに保険料を払込
むのか知りたい



9. 保険料の払込期月・
保険料期間 **P29**

保険料の払込みが
できなかった



10. 保険料の払込みの
案内とご契約の解除 **P31**

ご契約後について

解約したい



15. 解約と解約払戻金 **P46**

死亡時支払金受取人を
変更したい



17. 死亡時支払金受取人
の変更 **P49**

住所・名前等が変わった



18. 住所等の変更
にともなう手続き **P50**

保険用語の意味については、「用語の説明」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい



5. 責任開始（保障の開始）と契約日 **P16**

保険料の負担を減らしたい



16. ご契約後の保障内容の見直し
・給付月額の減額 **P48**

税金について知りたい



19. 生命保険と税金 **P51**

被保険者が所定の就業不能状態に該当した場合



給付金等の請求の流れについて



1 1. 給付金等の請求 **P32**

受取人が請求できない場合



1 2. 指定代理請求人・法定相続人による請求 **P36**

※給付金等のお支払い等、詳しい説明については次の事項を確認ください。

給付金等のお支払いの対象になるか？



6. 保障内容 **P17**

給付金等をお支払いできない場合



1 4. 給付金等をお支払いできない場合 **P39**

手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

<ニッセイコールセンター>

0120-201-021 (通話料無料)

<ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)>

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

1 「ニッセイ就業不能保険(無解約払戻金)」の特徴

「ニッセイ就業不能保険(無解約払戻金)」の特徴

「ニッセイ就業不能保険(無解約払戻金)」は、所定の就業不能状態に備える保険です。

なお、この保険には、死亡保障や解約払戻金^①はありません。

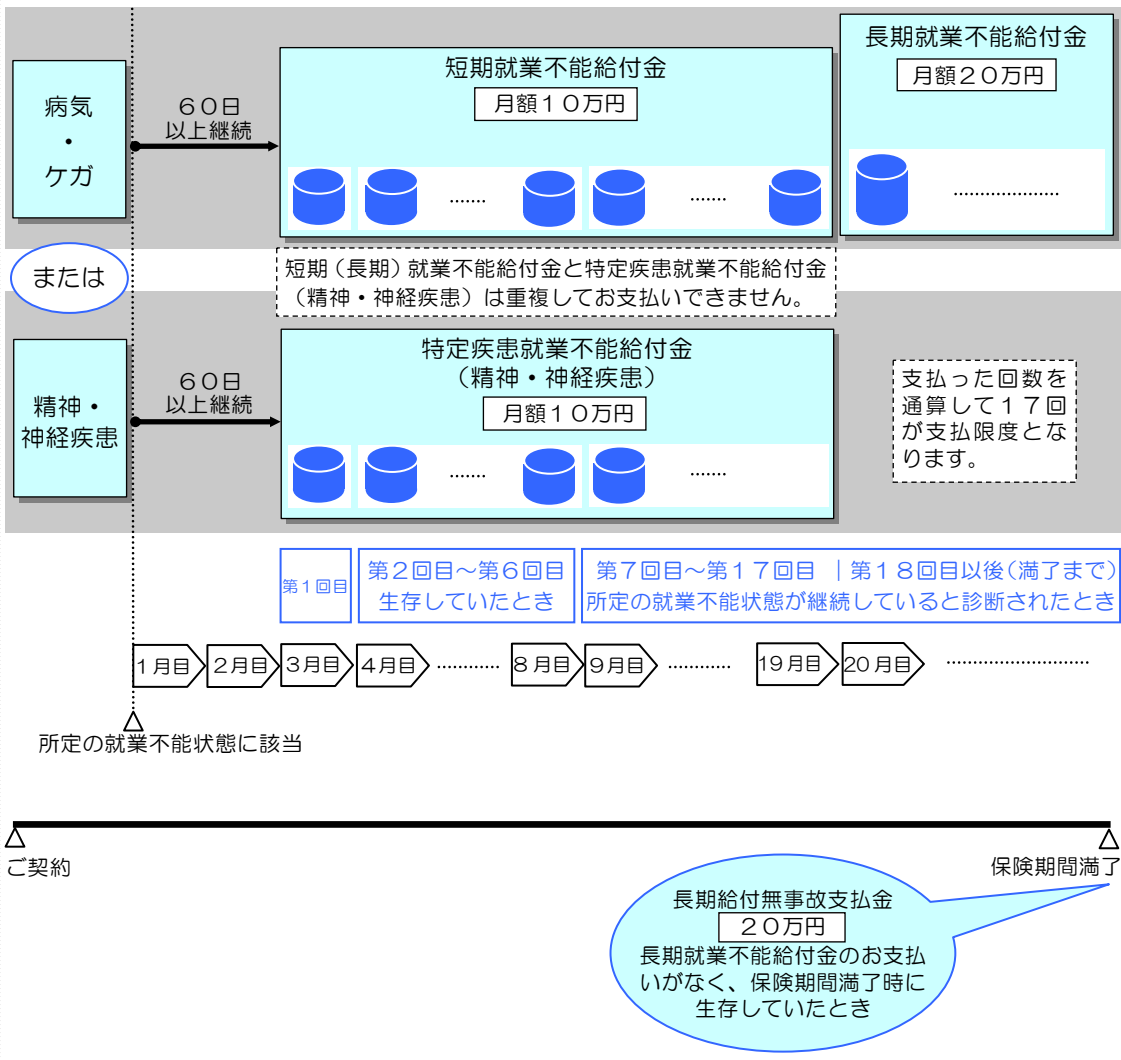
○被保険者が所定の傷病による就業不能状態になった場合、経過に応じて、短期就業不能給付金または長期就業不能給付金をお支払いします。^②

○被保険者が所定の精神・神経疾患による就業不能状態になった場合、経過に応じて、特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)をお支払いします。ただし、支払った回数を通算して17回が支払限度となります。^③

○長期就業不能給付金のお支払いがなく、被保険者が保険期間満了時に生存していた場合、長期給付無事故支払金をお支払いします。^④

＜就業不能保険(無解約払戻金)のイメージ＞

【例】短期就業不能給付月額：10万円
長期就業不能給付月額：20万円



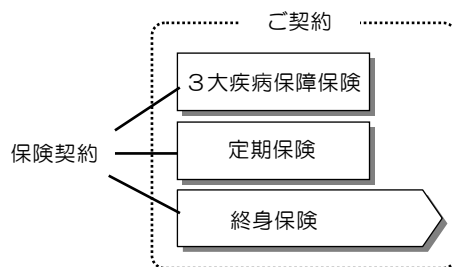
①解約払戻金
詳細は、「15. 解約と解約払戻金」を確認ください。

②詳細は、「6. 保障内容」の「所定の就業不能状態の保障」を確認ください。

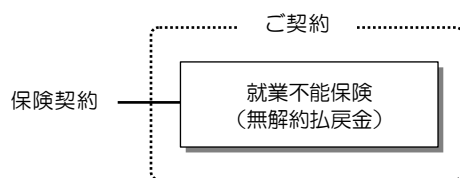
③詳細は、「6. 保障内容」の「保険期間満了時の保障」を確認ください。

当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。^①

また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。^②



この保険のように、1種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。^②



①この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

②特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

2 申込みに際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

①生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

＜契約締結の「媒介」と「代理」について＞

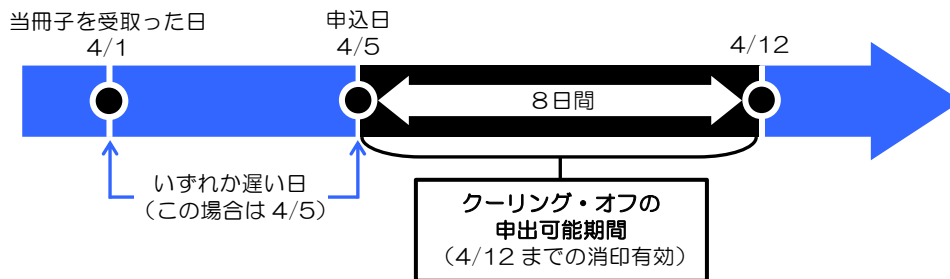
- 媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- 代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

○ご契約の申込日または当冊子を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

＜例＞



＜申出方法＞

- クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- 書面には、申込みの撤回またはご契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者の氏名・住所・生年月日を記入ください。

○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。



■当社指定の医師による診査後の場合は、クーリング・オフ制度は利用できません。

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・告知内容に相違がないか
- ・登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付住民基本台帳カード
- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・写真付社員証
- ・写真付学生証
- ・マイナンバーカード（表面） 等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を送付します。

当通知書にはご契約の給付月額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が届きましたら、申込内容と相違がないか確認ください。

万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ発行します。

「契約内容通知書」を紛失した場合、再発行はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにていつでも確認いただけます。

（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

(3) 「お客様番号（お客様ID）のお知らせ^②」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号（お客様ID）のお知らせ」を送付し、「お客様番号（お客様ID）」ならびに「暗証番号（パスワード）登録」等について案内します。^③

○お客様番号（お客様ID）は、当社の各種手続きの際や、各種サービスを利用する際に必要となりますので、「生命保険のご契約に関する重要書類」とあわせて大切に保管ください。

また、暗証番号（パスワード）は他人に知られないよう取扱いには十分ご注意ください。

①確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

②お客様番号（お客様ID）のお知らせ
すでに当社の保険にご契約いただいております、「お客様番号（お客様ID）」をお持ちのお客様には送付しません。

③「お客様番号（お客様ID）」等の詳細は、「「ずっともっとサービス」等について」を確認ください。

3

申込みに際して現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在のご契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

<新しいご契約について不利益となる点>

保障内容	<u>新しいご契約では、現在のご契約から保障内容が変更されます。</u> 新しいご契約には、次の保障はありません。 ・死亡保障 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	<u>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。</u> ・新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>新しいご契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、ご契約を解除します。^①</u> ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
	<u>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</u> ・新しいご契約の責任開始の日 ^② を起算日として、告知義務違反 ^③ による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しいご契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しいご契約が解除・取消となることがあります。
給付金等のお支払い	現在のご契約のままであれば、給付金等をお支払いできる場合であっても、新しいご契約では、責任開始時に生じた傷病を原因とする場合等、給付金等をお支払いできないことがあります。

①詳細は、「10. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」を確認ください。

②責任開始の日
「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

③告知義務違反
「4. 健康状態等の告知義務」参照

4 健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^①

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

○告知事項は「告知書^②」に記載しています。

また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

○告知にあたり、生命保険募集人^③が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

「告知書」に記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生命保険募集人や当社の確認担当職員^④には告知を受ける権限がありません。そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

①告知に加え、診査が必要となる場合があります。

②告知書
当社所定の端末を使用する方法を含みます。

③生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

④確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

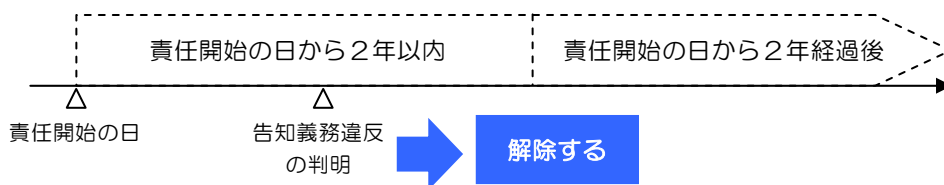
「告知義務違反」があった場合、当社にご契約を解除することがあります。

○契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。(*)
この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○告知義務違反によるご契約の解除に関する取扱いは、「責任開始^①の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

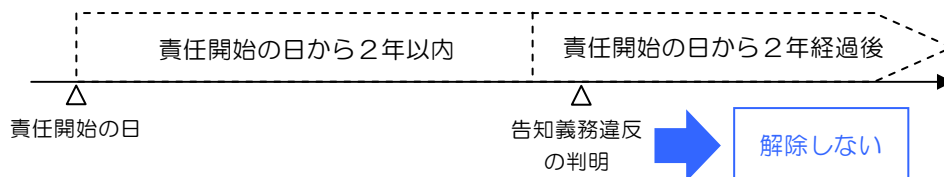
《責任開始の日から2年以内に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
この場合、給付金をお支払いできません。

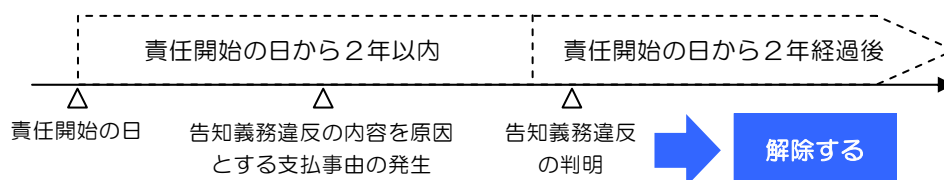


《責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、給付金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
この場合、給付金をお支払いできません。



○ご契約を解除した場合でも、給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときは、給付金をお支払いします。

○告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消^②を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、給付金等のお支払いができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(*) 告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社にご契約を解除することはできません。

こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社にご契約を解除することがあります。

①責任開始

「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

②詐欺による取消

「14. 給付金等をお支払いできない場合」参照

傷病歴等がある場合のご契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

- 傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。
 - ・申込内容どおり引受ける。
 - ・特定の身体部位を保障しないという条件をつけたうえで、引受ける。
この場合には、「特別条件付契約のしおり」をお渡しします。このしおりで示した条件を了解いただければ、当社の承諾によりご契約は成立します。その場合、所定の「承諾書」に署名ください。
 - ・今回はお断りする。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の
請求やお支払いご契約後の
取扱いその他生命保険に
関するお知らせ

5

責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始 (保障の開始)

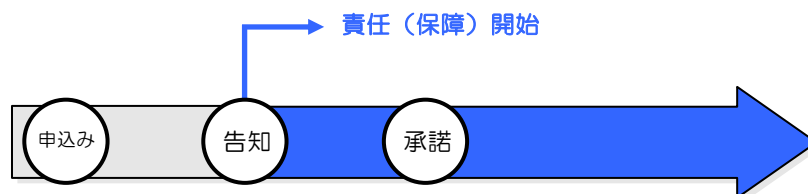
当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。

○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「[契約内容通知書^①](#)」を送付します。

◀責任開始(保障の開始)の例▶

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



①契約内容通知書
「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

契約日

契約日は「[契約内容通知書](#)」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

- 保険料口座振替扱特約
- 保険料クレジットカード扱特約
- 保険料団体扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

6

保障内容

所定の就業不能状態の保障

お支払いできる場合

被保険者が所定の就業不能状態になった場合に、給付金をお支払いします。

(1) 所定の傷病による就業不能状態になった場合

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

	短期就業不能給付金	長期就業不能給付金
支払事由	<p>次の(1)および(2)をともに満たすことが、医師によって診断されたとき</p> <p>(1)責任開始時以後の傷害(精神・神経疾患^②)を原因とするものを除きます。)または疾病(精神・神経疾患^②)を除きます。)を原因とした以下のいずれかの状態(就業不能状態Aといいます。)に該当したこと</p> <ul style="list-style-type: none"> －入院^③ －在宅療養^④ －障がい等級2級以上^⑤ <p>(2)(1)の就業不能状態Aに該当した日から60日以上就業不能状態Aが継続したこと</p>	<p>第18回目以後の支払基準日A^⑥に直前の支払基準日A^⑥から就業不能状態Aが継続していると医師によって診断されたとき</p>
支払額	短期就業不能給付月額	長期就業不能給付月額
支払限度	なし	
受取人	被保険者	

「14. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。



①支払事由の詳細は、当社ホームページ掲載の約款を確認ください。

②精神・神経疾患
「約款抜粋」の別表9参照

③入院
「約款抜粋」の別表3参照

④在宅療養
「約款抜粋」の別表5参照

⑤障がい等級2級以上
「約款抜粋」の別表8参照

⑥支払基準日A
支払基準日Aは次のとおりです。
・第1回目：
第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当した日

・第2回目以後：
第1回目の支払基準日Aの毎月の応当日

ただし、応当日のない月の場合は、その月の末日とします。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

(2) 所定の精神・神経疾患による就業不能状態になった場合

○被保険者が保険期間中に次の支払事由^①に該当した場合、給付金をお支払いします。

特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）	
支払事由	<p>第1回目</p> <p>次の(1)および(2)をともに満たすことが、医師によって診断されたとき (1)責任開始時以後の傷害（精神・神経疾患^②を原因とするものに限ります。）または精神・神経疾患^②を原因とした以下のいずれかの状態（就業不能状態Bといいます。）に該当したこと ー入院^③ ー精神・神経障がい等級2級以上^④ (2)(1)の就業不能状態Bに該当した日から60日以上就業不能状態Bが継続したこと</p> <p>第2回目～第6回目</p> <p>第2回目以後第6回目までの支払基準日B^⑤に生存していたとき</p> <p>第7回目～</p> <p>第7回目以後の支払基準日B^⑤に直前の支払基準日B^⑤から就業不能状態Bが継続していると医師によって診断されたとき</p>
支払額	短期就業不能給付月額と同額
支払限度	支払った回数を通算して17回
受取人	被保険者



① 支払事由の詳細は、当社ホームページ掲載の約款を確認ください。

② 精神・神経疾患
「約款抜粋」の別表9参照

③ 入院
「約款抜粋」の別表3参照

④ 精神・神経障がい等級2級以上
「約款抜粋」の別表10参照

⑤ 支払基準日B
支払基準日Bは次のとおりです。
 ・第1回目：
 第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払事由に該当した日

・第2回目以後：
 第1回目の支払基準日Bの毎月の応当日

ただし、応当日のない月の場合は、その月の末日とします。

⑥ 病院または診療所
「約款抜粋」の別表4参照



■ 就業不能状態Aまたは就業不能状態Bになっただけでは支払事由に該当せず、短期就業不能給付金および特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）はお支払いできません。

第1回短期就業不能給付金または第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）は、それぞれ60日以上就業不能状態Aまたは就業不能状態Bが継続したと診断された場合にお支払いします。

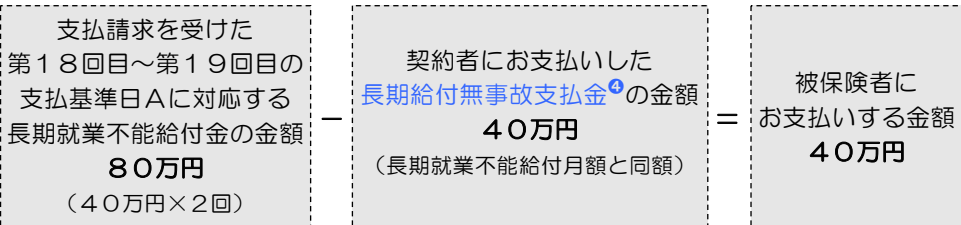
■ 支払対象となる入院は、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所^⑥に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念すること等、所定の入院であることを要します。



- **短期就業不能給付金および長期就業不能給付金の支払対象となる在宅療養**とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき**日本国内の自宅等^①**において治療に専念することをいいます。
また、医師の指示とは、**公的医療保険制度^②**にもとづく**医科診療報酬点数表^③**によって在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。）の算定対象として**列挙されている診療行為等**をいいます。
- **特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）**については、在宅療養は支払対象となりません。
- **短期就業不能給付金および長期就業不能給付金の支払対象となる障がい等級2級以上**とは、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。
- **特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払対象となる精神・神経障がい等級2級以上**とは、国民年金法施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態であること、または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。
- **長期就業不能給付金が支払われる場合で、長期就業不能給付金をお支払いする前に長期給付無事故支払金^④をお支払いしたときは**、支払われる長期就業不能給付金の金額からすでにお支払いした長期給付無事故支払金の金額と同額を差引いてお支払いします。

具体例

- ・長期就業不能給付月額：40万円
- ・保険期間中の第18回目～第19回目の支払基準日Aに対応する長期就業不能給付金の支払事由に該当していたが、被保険者からの支払請求がなく保険期間満了を迎え、契約者に長期給付無事故支払金をお支払いした。
- ・その後、被保険者から長期就業不能給付金の支払請求があった。



■国民年金法施行令に定める障害等級は、障がいの程度に応じて1級および2級の段階があります。
障害等級の認定を受けるには、市区町村または年金事務所に申請する必要があります。
(2018年1月現在)

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級は、障がいの程度に応じて1級～3級までの段階があります。
障害等級の認定を受けるには、都道府県または政令指定都市に申請する必要があります。
(2018年1月現在)



①日本国内の自宅等
病院または診療所以外の施設を含みます。
病院または診療所については、「約款抜粋」の別表4を確認ください。

②公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表6参照

③医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表7参照

④長期給付無事故支払金
「6. 保障内容」の「保険期間満了時の保障」参照

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
給付金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

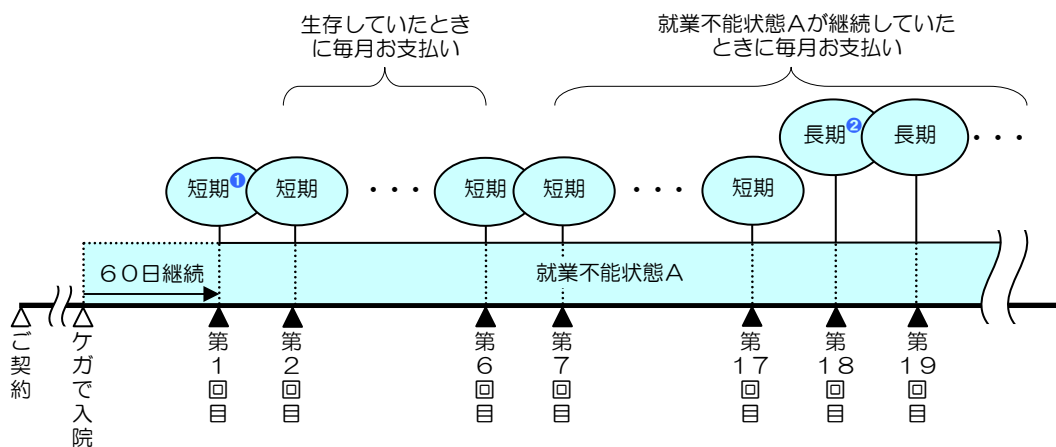
給付金のお支払い例

(1) 所定の就業不能状態が継続する場合

- 就業不能状態Aに該当し60日以上継続した場合、第1回短期就業不能給付金をお支払いします。第2回目以後第6回目までの各支払基準日Aに生存していた場合、それぞれ短期就業不能給付金をお支払いします。
- 第7回目以後第17回目までの各支払基準日Aに就業不能状態Aが継続していた場合、それぞれ短期就業不能給付金をお支払いします。
- 第18回目以後の各支払基準日Aに就業不能状態Aが継続していた場合、それぞれ長期就業不能給付金をお支払いします。

《就業不能状態Aが継続する場合のお支払いのイメージ》

【例】ケガで入院し、その入院が継続する場合



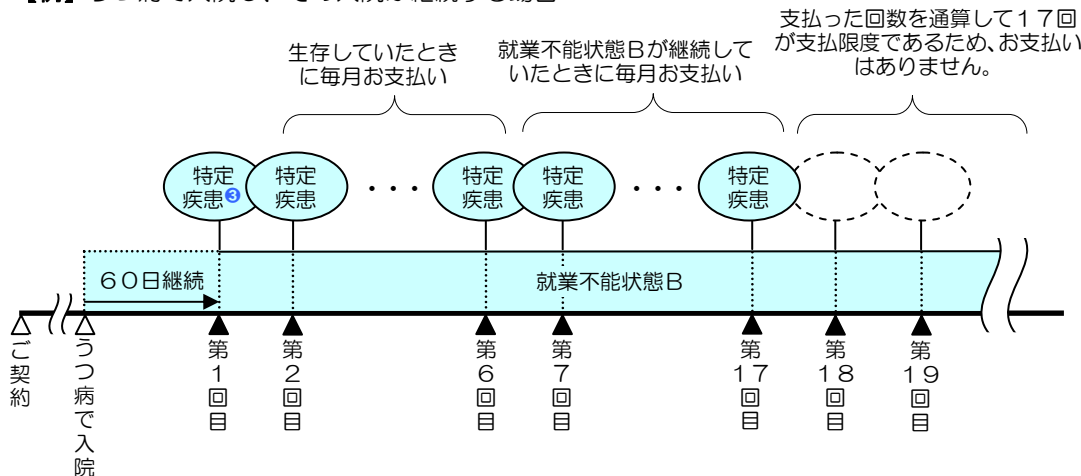
①「短期就業不能給付金」を指します。

②「長期就業不能給付金」を指します。

- 就業不能状態Bに該当し60日以上継続した場合、第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をお支払いします。第2回目以後第6回目までの各支払基準日Bに生存していた場合、それぞれ特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をお支払いします。
- 第7回目以後の各支払基準日Bに就業不能状態Bが継続していた場合、それぞれ特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をお支払いします。
- ただし、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払限度は、支払った回数を通算して17回とします。

《就業不能状態Bが継続する場合のお支払いのイメージ》

【例】うつ病で入院し、その入院が継続する場合



③「特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）」を指します。



■所定の就業不能状態が継続している場合でも、保険期間満了後は、給付金のお支払いの対象となりません。この場合、所定の就業不能状態から回復した場合等の取扱いと同様、保険期間満了時に1カ月分の給付金をお支払いします。^④

④詳細は、次ページの「(2) 所定の就業不能状態から回復した場合等」を確認ください。

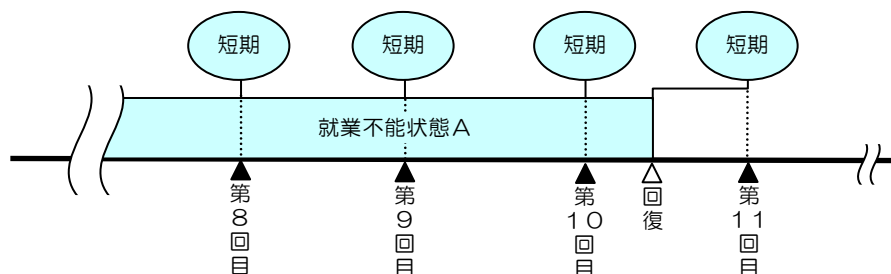
(2) 所定の就業不能状態から回復した場合等

○各支払基準日の間に所定の就業不能状態から回復した場合、あるいはご契約が消滅^①した場合でも、直後の支払基準日に対応する1カ月分の給付金をお支払いします。
 ただし、第1回目以後第6回目の支払基準日の前日までに所定の就業不能状態から回復後、保険期間中の第6回目までの各支払基準日に生存していた場合は、それぞれ給付金をお支払いします。

①消滅
 被保険者の死亡・保険期間の満了・ご契約の解約を含みます。

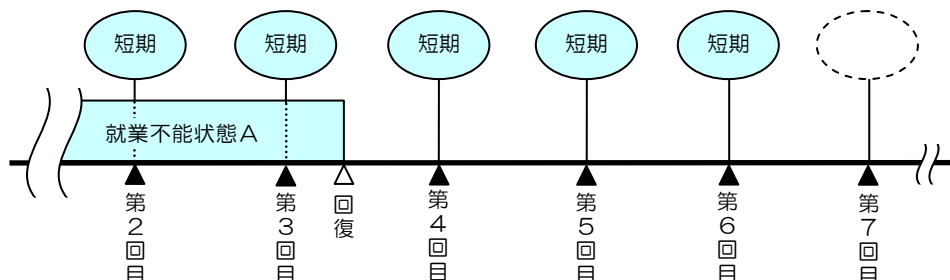
《所定の就業不能状態から回復した場合のお支払いのイメージ》

【例】 第10回目以後第11回目の支払基準日Aの前日までに就業不能状態Aから回復した場合



第11回目の支払基準日Aに対応する短期就業不能給付金をお支払いします。

【例】 第3回目以後第4回目の支払基準日Aの前日までに就業不能状態Aから回復した場合



回復後であっても、第4回目以後第6回目までの各支払基準日Aに対応する短期就業不能給付金をお支払いします。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

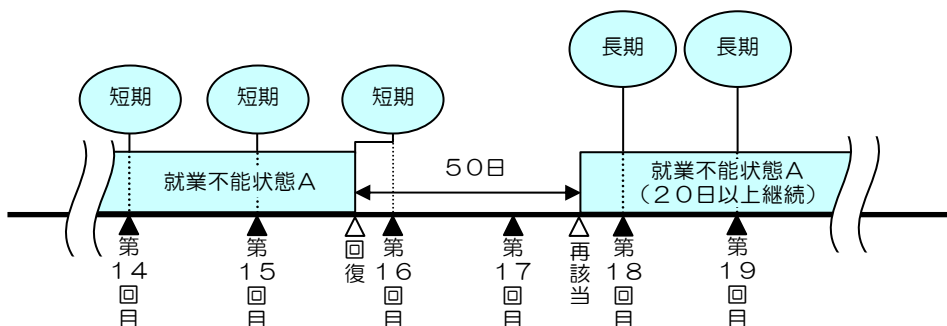
その他生命保険に関するお知らせ

(3) 所定の就業不能状態から回復した後再び所定の就業不能状態に該当した場合

○就業不能状態Aに該当した最終の日の翌日からその日を含めて180日以内に再び就業不能状態Aに該当し、その状態が20日以上継続したと医師によって診断された場合、支払基準日Aは変更せず、前回の就業不能状態Aと再び該当した就業不能状態Aを継続しているものとみなします。

《回復後180日以内に再び就業不能状態Aに該当した場合のお支払いのイメージ》

【例】第15回目の支払基準日A以後に就業不能状態Aから回復し、50日後に再び就業不能状態Aに該当し、その状態が20日以上継続した場合



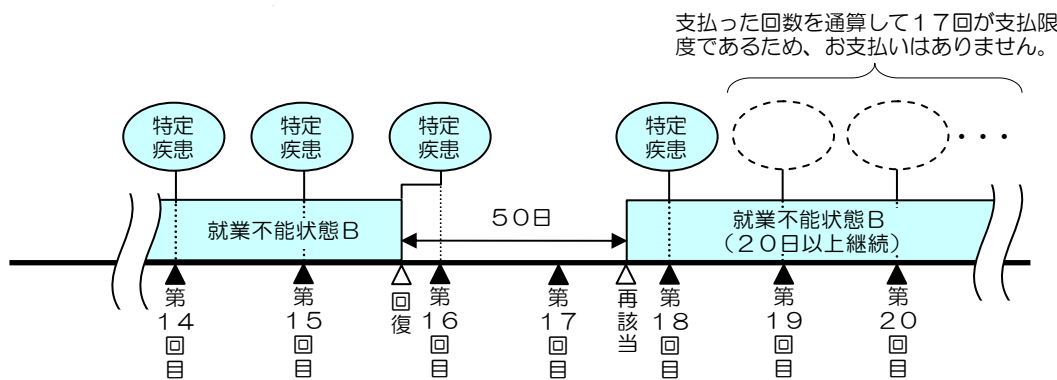
第18回目以後の各支払基準日Aに、就業不能状態Aが継続していた場合、それぞれ長期就業不能給付金をお支払いします。

なお、第17回目の支払基準日Aについては就業不能状態Aから回復しているため、第17回目の支払基準日Aに対応する短期就業不能給付金のお支払いはありません。

○就業不能状態Bに該当した最終の日の翌日からその日を含めて180日以内に再び就業不能状態Bに該当し、その状態が20日以上継続したと医師によって診断された場合、支払基準日Bは変更せず、前回の就業不能状態Bと再び該当した就業不能状態Bを継続しているものとみなします。ただし、支払った回数を通算して17回となった場合、以後の特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）のお支払いはありません。

《回復後180日以内に再び就業不能状態Bに該当した場合のお支払いのイメージ》

【例】第15回目の支払基準日B（支払回数通算15回）以後に就業不能状態Bから回復し、50日後に再び就業不能状態Bに該当し、その状態が20日以上継続した場合



第18回目の支払基準日Bに対応する特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をお支払いします。

なお、第17回目の支払基準日Bについては就業不能状態Bから回復しているため、第17回目の支払基準日Bに対応する特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）のお支払いはありません。

また、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）は、支払った回数を通算して17回を支払限度とするため、第19回目以後の各支払基準日Bに対応する特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）のお支払いはありません。

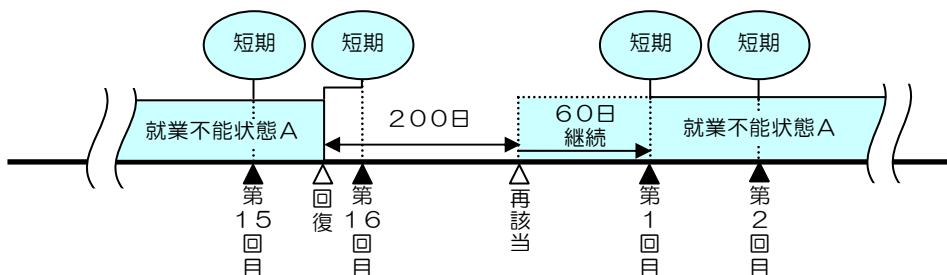


■所定の就業不能状態から回復した後、直後の支払基準日の前日までに再び所定の就業不能状態に該当し、直後の支払基準日にその就業不能状態が継続していた場合で、その支払基準日に対応する給付金をすでにお支払いしているときは、再びお支払いしません。

○就業不能状態Aに該当した最終の日の翌日から180日経過後に再び就業不能状態Aに該当した場合、再び該当した就業不能状態Aについては新たな就業不能状態Aとみなします。

《回復後180日経過後に再び就業不能状態Aに該当した場合のお支払いのイメージ》

【例】第15回目の支払基準日A以後に就業不能状態Aから回復し、200日後に再び就業不能状態Aに該当し、その状態が60日以上継続した場合

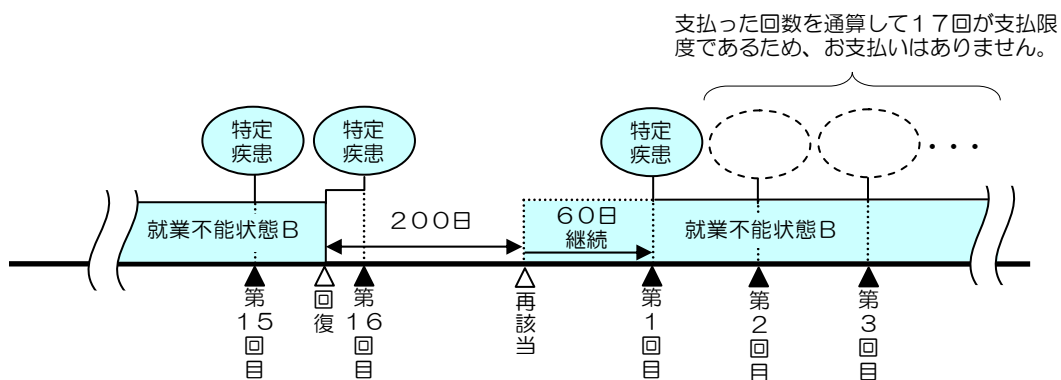


再び該当した就業不能状態Aについては新たな就業不能状態Aとみなすため、新たな就業不能状態Aに該当し、その状態が60日以上継続した場合、第1回短期就業不能給付金をお支払いします。

○就業不能状態Bに該当した最終の日の翌日から180日経過後に再び就業不能状態Bに該当した場合、再び該当した就業不能状態Bについては新たな就業不能状態Bとみなします。

《回復後180日経過後に再び就業不能状態Bに該当した場合のお支払いのイメージ》

【例】第15回目の支払基準日B（支払回数通算15回）以後に就業不能状態Bから回復し、200日後に再び就業不能状態Bに該当し、その状態が60日以上継続した場合



再び該当した就業不能状態Bについては新たな就業不能状態Bとみなすため、新たな就業不能状態Bに該当し、その状態が60日以上継続した場合、第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をお支払いします。

また、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）は、支払った回数を通算して17回を支払限度とするため、第2回目以後の各支払基準日Bに対応する特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）のお支払いはありません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
給付金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

(4) 就業不能状態Aと就業不能状態Bに重複して該当した場合

○以下の給付金は、同一暦月内に重複してお支払いできません。

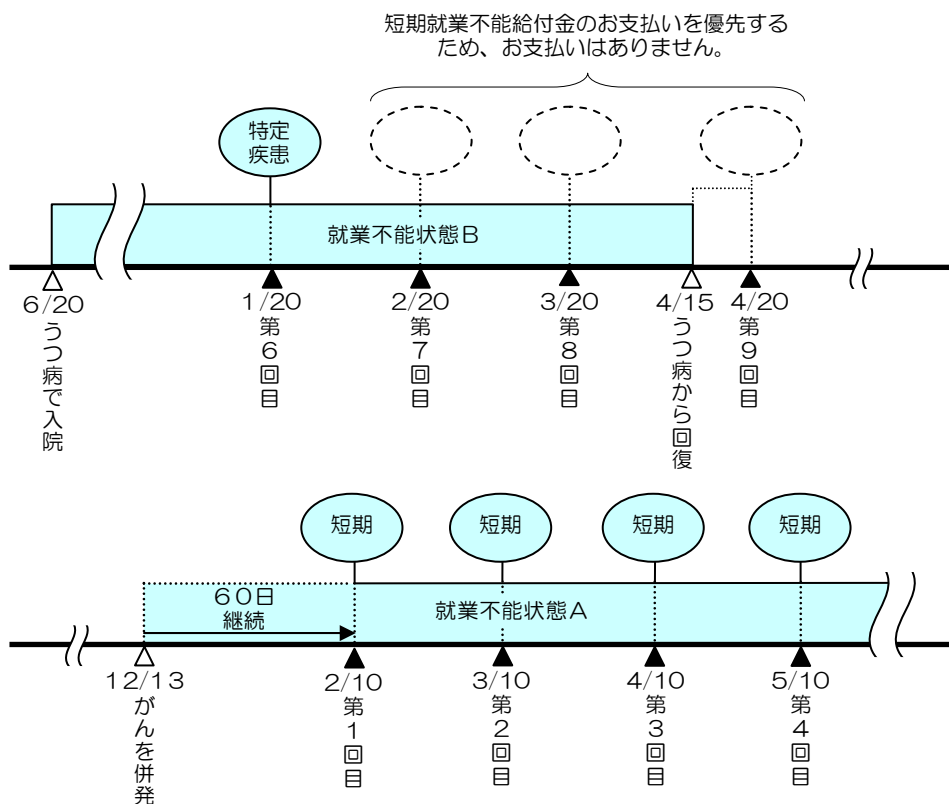
- 短期就業不能給付金
- 長期就業不能給付金
- 特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）

上記の給付金の支払事由に同一暦月内に重複して該当した場合、短期就業不能給付金または長期就業不能給付金を優先してお支払いします。（特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）は重複してお支払いできません。）

＜就業不能状態Aと就業不能状態Bに重複して該当した場合のイメージ＞

【例】・うつ病で入院中、がんを併発し2/10に第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当

- ・2/20にまだうつ病は継続しており、第7回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払事由に該当
- ・その後うつ病から回復したが、がんで引き続き入院している場合



上図の場合、2/10に短期就業不能給付金の、2/20に特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払事由に該当していますが、2/10の短期就業不能給付金を優先してお支払いするため、2/20の特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）はお支払いしません。3月および4月も同様に、短期就業不能給付金を優先してお支払いします。

保険期間満了時の保障

お支払いできる場合

長期就業不能給付金のお支払いがなく、被保険者が保険期間満了時に生存していた場合、長期給付無事故支払金をお支払いします。

○被保険者が次の支払事由^①に該当した場合、長期給付無事故支払金をお支払いします。

長期給付無事故支払金

支払事由

次の(1)および(2)をともに満たしたとき
 (1)保険期間満了時に生存していたこと
 (2)長期就業不能給付金が支払われなかったこと

支払額

長期就業不能給付月額と同額

受取人

契約者

「14. 給付金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。



① 支払事由の詳細は、当社ホームページ掲載の約款を確認ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

7 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

○配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。^②

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・契約者からの請求があったとき
- ・ご契約が消滅したとき



注意

■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

■被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合、積立てられた配当金は、死亡時支払金受取人にお支払いします。



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たすご契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。

8 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、団体扱、金融機関等への振込扱、クレジットカード扱があります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関 ^① の口座から、自動的に保険料が振替えられます。 ^②
団体扱	当社と団体取扱契約を締結されている勤務先等の団体を経由して、保険料を払込みいただきます。 ^{②③}
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。
クレジットカード扱	クレジットカード ^① により、保険料を払込みいただきます。 ^②

① 銀行等の金融機関、クレジットカード
当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

② 各経路に応じた特約を付加していただきます。
当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

③ 第1回目の保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に払込みいただきます。

④ 保険料の払込回数は相互に変更することができます。
この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。



⑤ 所定の率
率については、当社ホームページを参照ください。



⑥ 所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

⑦ 消滅等
給付月額の減額等を含みます。



■ 保険料の払込経路によっては、保険料が異なることがあります。
このため、払込経路を変更する場合、保険料が変更となることがあります。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。^④

- 月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。
年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。

- 当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

まとめて払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の率^⑤ で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の利率^⑥ で保険料を割引きます。 まとめて払込まれた保険料は、 所定の利率^⑥ により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。

- 一括払込または前納を利用した場合、ご契約が**消滅等^⑦**したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。



■ 給付月額を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われます。この場合、一括払込または前納した保険料の残額を契約者に払戻します。

■ 被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合、一括払込または前納した保険料の残額は、死亡時支払金受取人にお支払いします。

9

保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

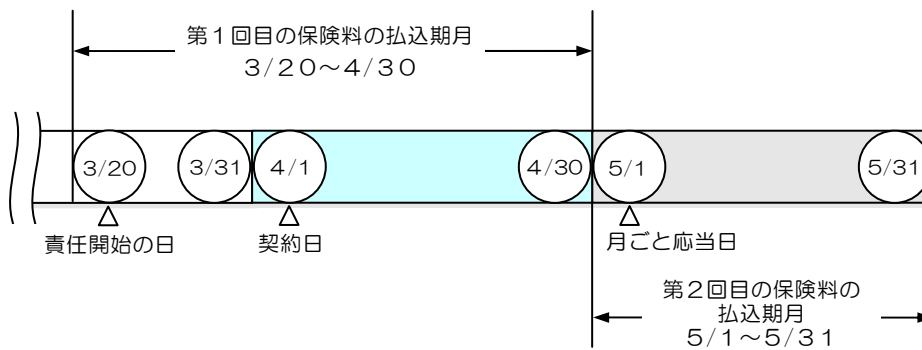
払込期月	
第1回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○第1回目の保険料は、3/20から4/30の間に払込みください。

○第2回目の保険料は、5/1から5/31の間に払込みください。



注意

■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内しません。

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。^①

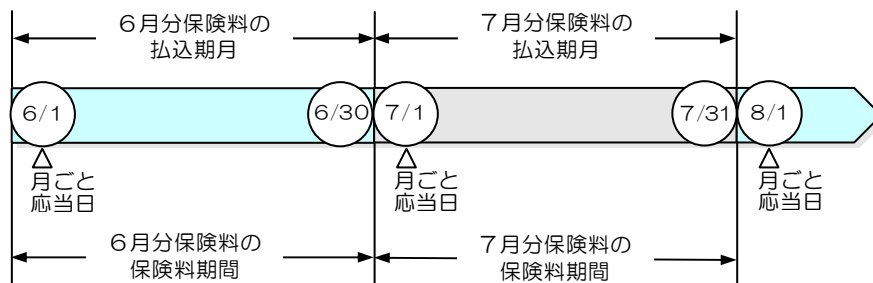
○月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

① 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。

《保険料期間の例1》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

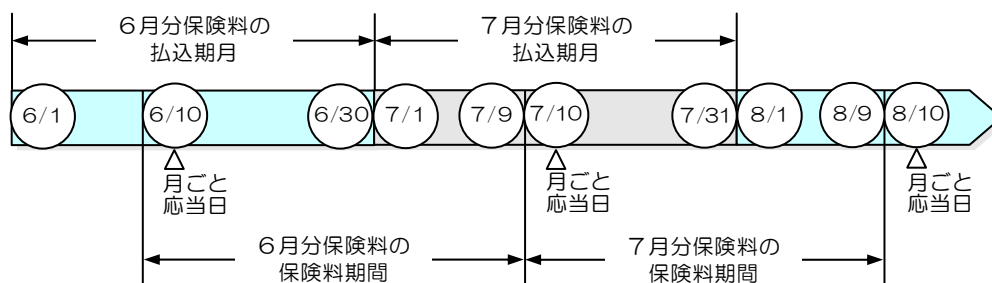


- ・6月分保険料で、6/1～6/30の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/1～7/31の期間を保障します。

《保険料期間の例2》

【月払契約】 契約日：4月10日 月ごと応当日：各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- ・6月分保険料で、6/10～7/9の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/10～8/9の期間を保障します。

10 保険料の払込みの案内とご契約の解除

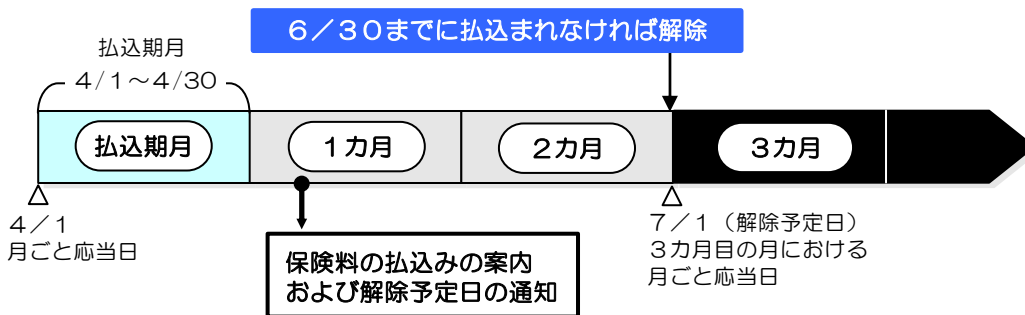
保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、ご契約は解除されます。

- 払込期月に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - ・保険料の払込みの案内（催告^①）
 - ・解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること
- 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

＜保険料の払込みの案内とご契約の解除の例＞

【月払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日



- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^②
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。
- 解除予定日の前日が営業日^③でない場合であっても、解除予定日は変更されません。
- 解除されたご契約を元に戻すことはできません。

①催告
払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

②詳細は「18. 住所等の変更にもなう手続き」を確認ください。

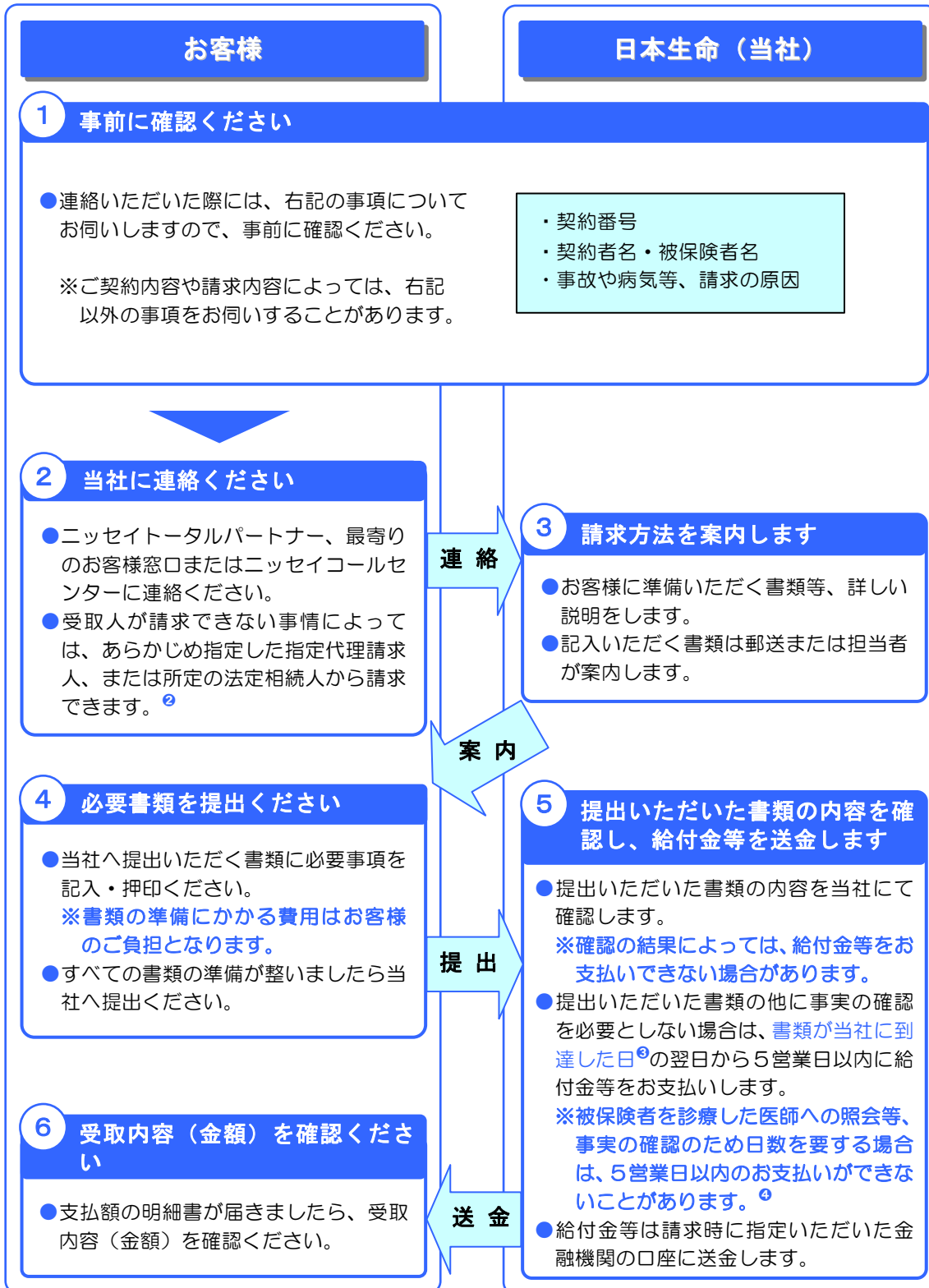
③営業日
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
・土曜日、日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月31日から翌年1月3日（2018年1月現在の取扱いです。）

11 給付金等の請求

給付金等の請求手続の流れ

給付金等の支払事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○給付金等は次の請求手続の流れに沿って給付金等の受取人から行ってください。^①



①長期給付無事故支払金については、請求手続が異なる場合があります。

詳細は、「11. 給付金等の請求」の「長期給付無事故支払金の請求時における簡便な取扱い」を確認ください。

②詳細は、「12. 指定代理請求人・法定相続人による請求」を確認ください。

③書類が当社に到達した日
完備された書類が当社に到達した日をいいます。

④5営業日以内のお支払いができない場合については、次ページを確認ください。

⑤確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

○お客様情報、申込内容、告知内容または給付金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員^⑤が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。
また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

給付金等のお支払いの時期

給付金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に給付金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^①以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^② ア. 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 給付金のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^③ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて給付金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○保険期間満了時までに長期就業不能給付金の支払請求を受け、その長期就業不能給付金をお支払いするために確認等が必要な場合、その長期就業不能給付金の支払期限と同一の日まで、長期給付無事故支払金の支払期限を延長することがあります。



■給付金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^④は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

①営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日（2018年1月現在の取扱いです。）

②(2)に該当しない場合に限りです。

③(1)の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限りです。

④当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

給付金等のお受取りに関する相談窓口を開設しています。

※2018年4月現在の取扱いを記載しています。

○ご契約の解除や給付金等のお受取りに関して不明な点や納得いただけない点がございましたら、次の相談窓口までお問合せください。

■保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

0120-812-196

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただけず、第三者に相談をお考えのお客様には、**社外弁護士^①**を紹介し、**無料**でご相談いただける「**社外弁護士相談制度^②**」を開設しています。

※2018年4月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■社外弁護士相談制度事務局

0120-227-580

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「**支払サービス審査会^③**」にて審議を行います。

①社外弁護士

当社は顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

②社外弁護士相談制度

2014年4月より、「お申出制度（社外弁護士相談制度）」から名称変更

③支払サービス審査会

保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

長期給付無事故支払金の請求時における簡便な取扱い

一定の条件を満たす場合、必要書類を提出いただかなくても、当社は長期給付無事故支払金の受取人である契約者から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の口座に**長期給付無事故支払金**^①を送金します。

- 当取扱いの対象は、次のすべての条件を満たす長期給付無事故支払金です。
 - ・長期就業不能給付金の支払事由に該当した旨の通知、または被保険者が死亡した旨の通知が保険期間満了日の翌日まででないこと
 - ・その他当社の定める基準を満たすこと
- 長期給付無事故支払金のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。
- 当取扱いの対象となる場合、保険期間満了日の翌日に契約者から長期給付無事故支払金の請求があったものとして取扱い、支払時期は保険期間満了日の翌々日から5営業日以内となります。^②
- 支払時期をこえて長期給付無事故支払金をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■長期給付無事故支払金をお支払いした場合で、保険期間中にすでに被保険者が死亡していたときには、当社は長期給付無事故支払金を受取った人にその返還を請求することができます。

■保険期間中に被保険者が死亡した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

■長期就業不能給付金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

①長期給付無事故支払金
長期給付無事故支払金とともに支払われる金銭を含みます。

②支払期限は延期することがあります。
詳細は、「11. 給付金等の請求」の「給付金等のお支払いの時期」を確認ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

12 指定代理請求人・法定相続人による請求

指定代理請求人による請求

被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる 場合	受取人が給付金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・その他給付金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の 範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 (1) 被保険者と次の関係にある人 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 <ul style="list-style-type: none"> (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡時支払金受取人 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 なお、給付金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる 給付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・短期就業不能給付金 ・長期就業不能給付金 ・特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患） ・長期給付無事故支払金^①

①長期給付無事故支払金
契約者と被保険者が同一人である場合に限りま。

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

○指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



■指定代理請求人として給付金等を請求できない場合があります。

故意に給付金の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として給付金等を請求できません。

■給付金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金等を請求いただいてもお支払いできません。

法定相続人による給付金の請求

被保険者が死亡した場合、被保険者が受取人となっている給付金については、被保険者の法定相続人のうち、他の法定相続人を代理する1人から請求ください。

○他の法定相続人を代理する1人は、次の順位で定めます。

- ①死亡時支払金受取人
- ②指定代理請求人
- ③配偶者
- ④法定相続人の協議により定めた人

○請求できる給付金は次のとおりです。

- ・短期就業不能給付金
- ・長期就業不能給付金
- ・特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）



■故意に給付金の支払事由を生じさせた人、または故意に被保険者を死亡させた人は、給付金を請求できません。

■給付金をお支払いした場合、その後、他の法定相続人から重複してその給付金を請求いただいてもお支払いできません。

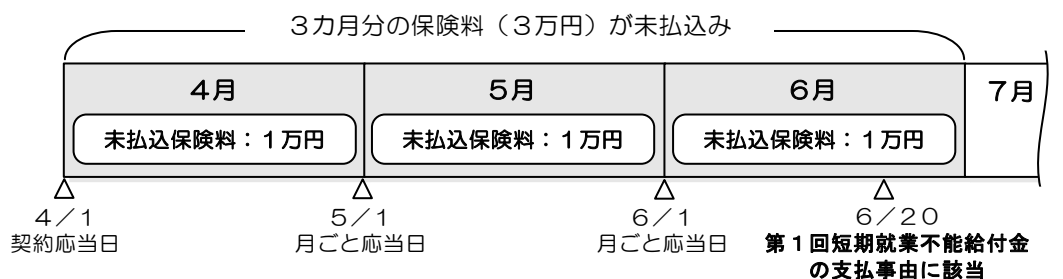
13 給付金等のお支払い時の保険料の精算

給付金等をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、給付金等から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○給付金等の支払事由に該当した場合で、その時までに来ている保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする給付金等から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

《未払込保険料がある場合の給付金等のお支払い例》

- 短期就業不能給付月額：20万円
- 4月、5月、6月分の保険料（月額1万円）が未払込み
- 被保険者が6/20に第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当



短期就業不能給付金	20万円
ー) 未払込保険料	3万円
支払額	17万円



注意

■お支払いする給付金等から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、給付金等をお支払いできません。

14 給付金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は給付金等をお支払いできません。^①

(1) 支払事由に該当しない場合

○給付金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

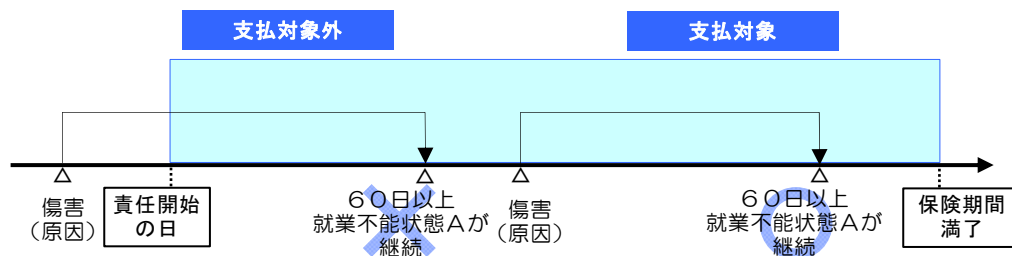
例えば、次の給付金は、責任開始^②時前に生じた傷病を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。

責任開始時前に生じた傷病を原因とする場合に、お支払いできない給付金

- 短期就業不能給付金
- 長期就業不能給付金
- 特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）

《支払事由に該当しない場合の例》

○就業不能状態Aの原因となった傷病の発生が保険期間中にない場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。



① お支払いできない場合の詳細は、当社ホームページ掲載の約款を確認ください。

② 責任開始

「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ



■ 疾病が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金の支払対象となります。

- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合

(2) 免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても給付金をお支払いできません。
免責事由は、給付金の種類によって、次のとおりとなります。

＜給付金の免責事由＞

各給付金について、「●」が記載されているケースに該当した場合、給付金をお支払いできません。

給付金 免責事由	短期就業不能給付金 ^①	長期就業不能給付金	特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患) ^①
	被保険者の犯罪行為	●	
被保険者の薬物依存	●		●
契約者または被保険者の故意または重大な過失 ^②	●		●
被保険者の妊娠・出産等	●		
被保険者の精神障がいの状態 ^③ を原因とする事故	●		
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	●		
被保険者が無免許で運転 ^④ している間に生じた事故	●		
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	●		
頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見 ^⑤ のないもの（原因を問いません。）	●		

① 第2回目以後第6回目までの短期就業不能給付金および特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）を除きます。

② 「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

③ 精神障がいの状態
精神・神経疾患の診断の有無にかかわらず、自由な意思決定能力がないかまたは著しく減退した状態をいいます。
精神・神経疾患については、「約款抜粋」の別表9を確認ください。

④ 無免許で運転
法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。
したがって、運転免許の効力停止中も含まれます。

⑤ 他覚所見
医師が視診、触診や画像診断等によって症状を裏付けることができるものをいいます。

⑥ 告知義務違反
「4. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

(3) 告知義務違反^⑥による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社のご契約を解除することがあります。

この場合、給付金をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、給付金の支払事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、給付金をお支払いします。

(4) 詐欺による取消の場合

- 契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められる場合、当社のご契約を取消することがあります。
この場合、給付金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(5) 不法取得目的による無効の場合

- 契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結が行われたものと認められる場合、ご契約は無効となります。
この場合、給付金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6) 重大事由による解除の場合

- 次の(A)～(E)の事項に該当した場合、当社のご契約を解除することがあります。
この場合、給付金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
ただし、(D)の事由にのみ給付金等の受取人だけが該当した場合で、複数の給付金等の受取人のうちの一部の給付金等の受取人が(D)の事由に該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の給付金等の受取人にお支払いします。

- (A) 契約者、被保険者または給付金等の受取人が給付金等を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^①
- (B) 給付金等の請求に関して、給付金等の受取人に詐欺があったとき^①
- (C) ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (D) 契約者、被保険者、給付金等の受取人または死亡時支払金受取人が、反社会的勢力^②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^③を有していると認められるとき
- (E) 上記(A)～(D)のほか、当社の契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、当社のご契約の存続が困難と判断する、上記(A)～(D)と同等の重大な事由があるとき

(7) 給付金を削減して支払う場合

- 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加がご契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の給付金を削減してお支払いする場合またはお支払いしない場合があります。
- ・短期就業不能給付金
 - ・長期就業不能給付金
 - ・特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）

① 未遂の場合を含みます。

② 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

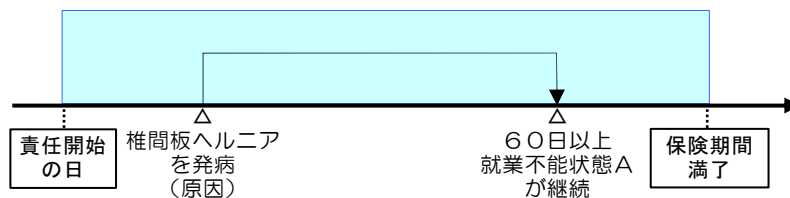
給付金をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※給付金をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。
 なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなる場合があります。

(1) 責任開始時前の発病または責任開始時以後の発病

○ お支払いできる場合

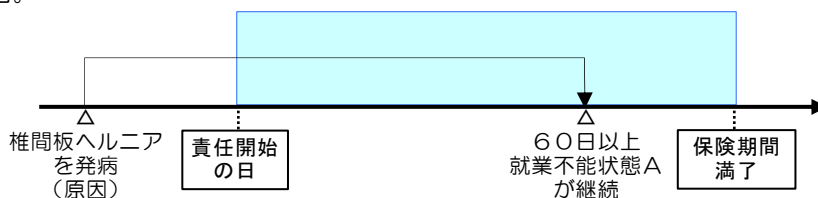
責任開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により、就業不能状態Aに該当した日からその日を含めて60日以上就業不能状態Aが継続した場合。



原因となる傷病が責任開始時以後に生じているため、短期就業不能給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

責任開始時前に発病した「椎間板ヘルニア」について告知せずに入会し、責任開始時以後に就業不能状態Aに該当した日からその日を含めて60日以上就業不能状態Aが継続した場合。



原因となる傷病が責任開始時前に生じているため、短期就業不能給付金をお支払いできません。

解説

○給付金は、その原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。
 したがって、原因となる傷病が責任開始時前に生じている場合は、給付金をお支払いできません。

○ただし、給付金のお支払いについて、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等は、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

(2) 告知義務違反

○ お支払いできる場合

正しく告知を行って加入し、責任開始の日から1年後に「肝がん」で60日以上入院した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、短期就業不能給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

「慢性C型肝炎」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝がん」で60日以上入院した場合。

告知義務違反に該当し、ご契約は解除となるため、短期就業不能給付金をお支払いできません。

解説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。^①

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ただし、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、給付金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

この場合、給付金をお支払いできません。

○ご契約を解除した場合でも、給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、給付金をお支払いします。

①詳細は、「4. 健康状態等の告知義務」を確認ください。

(3) 短期就業不能給付金・長期就業不能給付金

○ お支払いできる場合

疾病治療のため30日間入院後、退院し、その後通院による療養が困難であるため、計画的な医学管理のもとに医師が定期的に自宅へ訪問して診療（在宅患者診療・指導料の算定対象として列挙されている診療行為）を行う期間が30日以上継続した場合。



入院および在宅療養の期間が60日以上（入院30日＋在宅療養30日以上）継続しており、支払事由に該当するため、第1回短期就業不能給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

疾病治療のため30日間入院後、退院したが、医師により「体調が万全になるまで無理はしないように」と言われたため、自宅で30日以上療養していた場合。（自宅での療養中に在宅患者診療・指導料の算定対象として列挙されている診療行為は受けていない。）



この場合の「自宅での療養」は支払対象となる「在宅療養」ではないため、入院および「自宅での療養」の期間が60日以上（入院30日＋自宅での療養30日以上）継続していたとしても、第1回短期就業不能給付金をお支払いできません。

解説

○短期就業不能給付金および長期就業不能給付金の支払対象となる「在宅療養」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき日本国内の自宅等^①において治療に専念することをいいます。

また、医師の指示とは、公的医療保険制度^②にもとづく医科診療報酬点数表^③によって在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。）の算定対象として列挙されている診療行為等をいいます。

○上記の「在宅療養」に該当しない、自宅等での療養は、支払対象とならず、給付金をお支払いできません。

①日本国内の自宅等
病院または診療所以外の施設を含みます。
病院または診療所については、「約款抜粋」の別表4を確認ください。

②公的医療保険制度
「約款抜粋」の別表6参照

③医科診療報酬点数表
「約款抜粋」の別表7参照

(4) 特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）

○ お支払いできる場合

「うつ病」で60日以上入院した場合。

支払事由に該当するため、第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

うつ病と診断され、医師に「回復するまで無理しないように」と言われたので、自宅で60日以上療養していた場合。

支払事由に該当しないため、第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をお支払いできません。

解説

○特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払対象となる所定の精神・神経疾患による就業不能状態とは、入院または精神・神経障がい等級2級以上であることをいいます。

○上記の要件を満たさない自宅での療養等は、支払対象とならず、給付金をお支払いできません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

15 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。^①
 なお、「ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）」には、解約払戻金はありません。

① 解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「16. ご契約後の保障内容の見直し」を確認ください。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

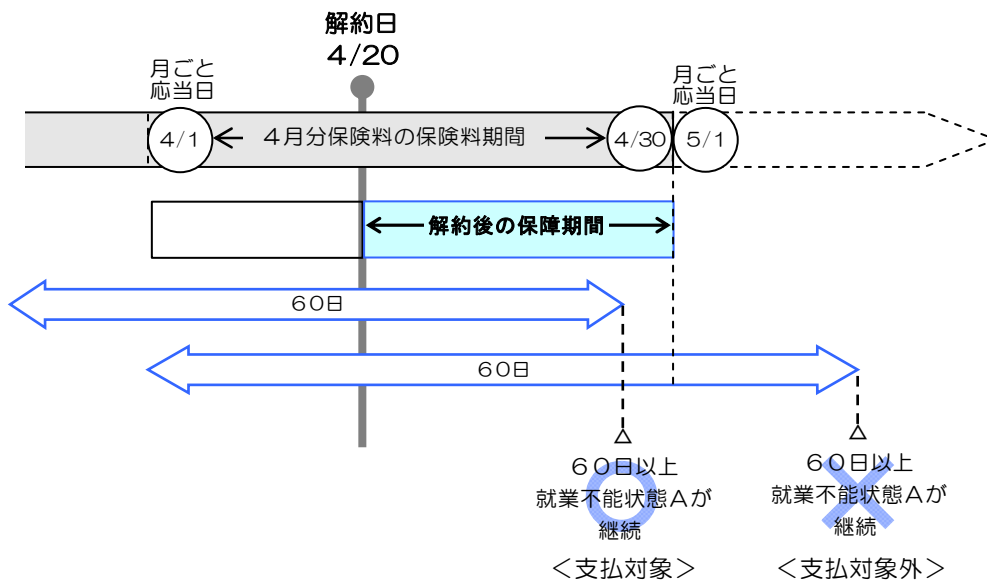
解約後の保障期間

当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

○解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に被保険者が給付金等の支払事由に該当した場合は、給付金等の支払対象となります。

＜短期就業不能給付金の例＞

【例】解約日：4/20 保険料の払込回数：月払



○給付金お支払い時のご留意点

- ・解約請求時まで到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その金額を差引きます。
- ・解約後の保障期間に給付金の支払事由に該当した場合、次回の支払基準日に対応する給付金をお支払いすることがあります。^②

② 次回の支払基準日に対応する給付金をお支払いする例については、「6. 保障内容」の「給付金のお支払い例」の「(2) 所定の就業不能状態から回復した場合等」を確認ください。

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、**一定の条件**^①に該当するときは、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづきご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
- 被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保障の継続はありません。



■被保険者は当社に対し、直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

①一定の条件
被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。
例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、給付金等の受取人は所定の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

- 債権者等**^②によるご契約の解約^③は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、被保険者が支払事由に該当した場合は、給付金等の支払対象となります。
- 解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させる権利があります。
 - ・契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ・契約者でないこと
- 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
 - (A) 契約者の同意を得ること
 - (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

②債権者等
・差押債権者
・破産管財人 等

③給付月額の減額を含みず。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

16 ご契約後の保障内容の見直し

※2018年4月現在の取扱いを記載しています。

給付月額の見直し

給付月額を減額し、保険料の負担を軽減することができます。

- 給付月額を減額し、保険料の負担を軽くしたい場合の取扱いです。
(減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。①)
- 短期就業不能給付月額および長期就業不能給付月額はそれぞれ減額することができます。
- 減額した場合、当社は、将来の保険料を改めます。

①減額後の減額分の保障については、解約時と同様の取扱いとなります。
詳細は、「15. 解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。



■次に該当する場合、給付月額の減額はできません。

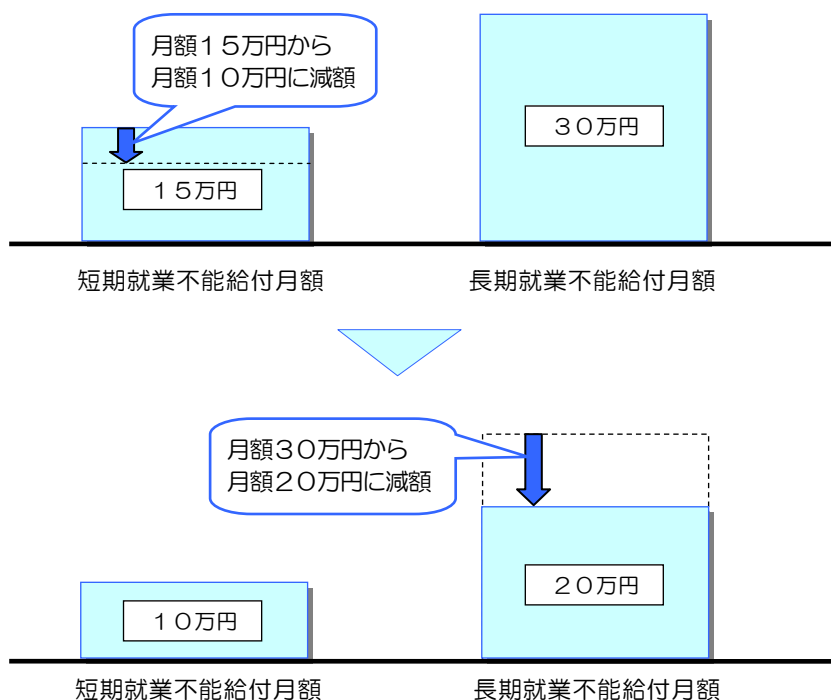
- ・減額後の給付月額が当社の定める限度②を下回る場合
- ・長期就業不能給付月額について、短期就業不能給付月額を下回る場合

■初めて第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当③した日以後に、短期就業不能給付月額を減額した場合には、長期就業不能給付月額についても同時に同じ割合で減額されます。

具体例

- ・短期就業不能給付月額：15万円
- ・長期就業不能給付月額：30万円

第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当した日以後に、短期就業不能給付月額を15万円から10万円に減額した場合、長期就業不能給付月額は30万円から20万円に減額されます。



②当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

③短期就業不能給付金が支払われる場合に限りです。

17 死亡時支払金受取人の変更

死亡時支払金受取人を変更する場合の取扱い

契約者は、死亡時支払金受取人を変更することができます。
また、死亡時支払金受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○死亡時支払金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に**必要書類^①**を提出ください。

ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。

○**遺言^②**による死亡時支払金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。

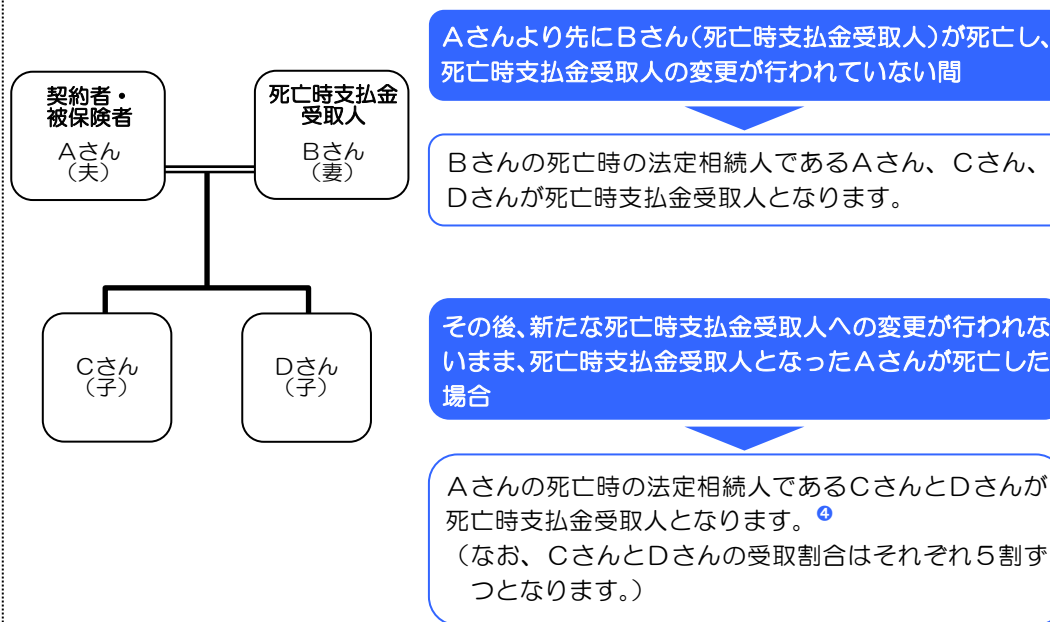
なお、遺言による死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

死亡時支払金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡時支払金受取人が死亡した場合は、すみやかに死亡時支払金受取人を変更ください。

○新たな死亡時支払金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡時支払金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡時支払金受取人となります。^③

《死亡時支払金受取人の例》



①必要書類
「約款抜粋」の別表1参照

②遺言
法律上有効な遺言に限ります。

③死亡時支払金受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

④被保険者であるAさんの死亡時支払金受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなりません。

注意

■死亡時支払金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に前納した保険料の残額、積立てた配当金等をお支払いしたときは、その後、変更後の死亡時支払金受取人から請求を受けても、当社は前納した保険料の残額、積立てた配当金等を変更後の死亡時支払金受取人にお支払いできません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

18 住所等の変更にもなう手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越しや結婚等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、ニッセイTOTALパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・死亡時支払金受取人の変更
- ・契約者の変更
- ・改姓・改名
- ・指定代理請求人の変更
- ・保険料払込方法の変更
- ・生命保険料控除証明書の再発行
- 等



当社のホームページ（ご契約者さま専用サービス）でも、次の手続きができます。

- ・住所・電話番号の変更
- ・生命保険料控除証明書の再発行
- 等

（2018年4月現在）



注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した**保険料の払込みの案内および解除予定日の通知^①**が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、ご契約が解除されることとなります。

①保険料の払込みの案内および解除予定日の通知

「10. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」参照

19 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2018年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。
 今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問) 税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、給付金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

この保険の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。
 ※上記のほか、生命保険料控除の種類には、一般生命保険料控除および個人年金保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

<住民税>

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいので、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

◀「控除証明書」の送付時期▶

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。^①
ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

① 保険料の前納中のご契約等については、取扱いが異なります。

給付金の税法上の取扱い

給付金の受取りにあたっては、非課税となることがあります。

○次の給付金について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

- 短期就業不能給付金
- 長期就業不能給付金
- 特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）

20 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了承ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。



■取引時に確認したお客様の情報（住所・氏名・職業等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書やアンケートにより収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）保険取引に関する支払調書作成事務
- （2）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- （3）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- （4）不動産取引に関する支払調書作成事務
- （5）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- （6）その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （1）あらかじめお客様の同意がある場合
- （2）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）23条1項によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- （3）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- （4）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- （5）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

<ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）>：0120-147-369（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所：

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

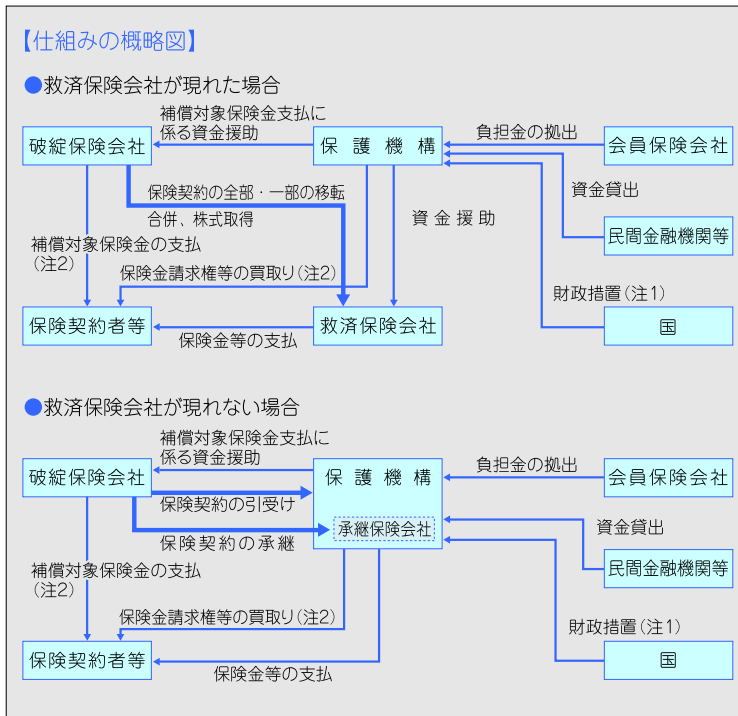
※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 \div 2 \}$
（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2018年1月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホームページ (<http://www.nissay.co.jp>) で確認できます。)

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

給付金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてとします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

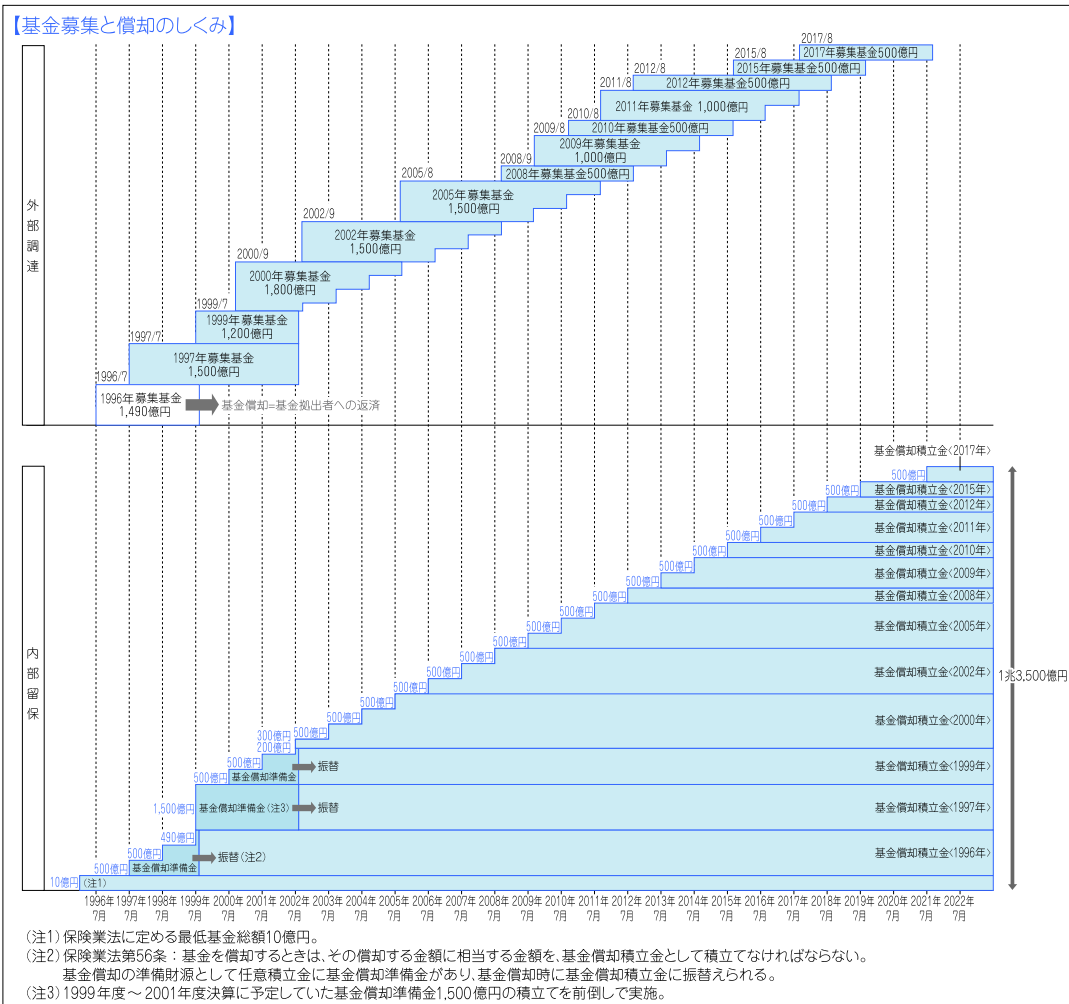
※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp>) の「加盟会社」をご参照ください。

財産的基礎の充実

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2011年度	2012年度	2015年度	2017年度
①募集額	1,000億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	6年以内	6年	4年	4年
③金利	市場実勢金利 (固定・スワップ・アプ [®])	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆3,500億円となります。



(2018年4月現在)

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となり、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役・監査役の選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（<http://www.nissay.co.jp>）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう「社員投票」を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年以来、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

約款抜粋

「ご契約のしおり」の各ページの備考欄において、「別表番号参照」としている別表を、約款より抜粋して記載しています。

※約款は、“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しており、約款の全文は当社ホームページに登載しています。（参照方法は80ページの「約款等をWebでご覧いただくにあたって」を確認ください。）

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 短期就業不能給付金 (就業不能保険普通保険約款第2条、第4条) 長期就業不能給付金 (就業不能保険普通保険約款第2条、第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書(入院により短期就業不能給付金または長期就業不能給付金を請求する場合に限ります。) (4) 被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類(国民年金法にもとづく所定の状態により短期就業不能給付金または長期就業不能給付金を請求する場合に限ります。) (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患) (就業不能保険普通保険約款第3条、第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書(入院により特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)を請求する場合に限ります。) (4) 被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類(国民年金法にもとづく所定の状態により特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)を請求する場合に限ります。) (5) 被保険者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく所定の状態により特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)を請求する場合に限ります。) (6) 被保険者の住民票 (7) 給付金の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 長期給付無事故支払金 (就業不能保険普通保険約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 指定代理請求人による請求 (就業不能保険普通保険約款第16条)	(1) 代理請求の対象となる給付金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
5. 死亡時支払金受取人の指定または変更 (就業不能保険普通保険約款第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 遺言による死亡時支払金受取人の変更 (就業不能保険普通保険約款第33条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 指定代理請求人の指定・変更指定 (就業不能保険普通保険約款第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
8. 被保険者の死亡 (就業不能保険普通保険約款第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類(死亡時支払金受取人がいるときは死亡時支払金受取人の戸籍抄本と死亡時支払金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類)
9. 保険料払込方法(回数)の変更 (就業不能保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額 (就業不能保険普通保険約款第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 保険契約者の変更 (就業不能保険普通保険約款第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 解約 (就業不能保険普通保険約款第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 給付金等の受取人による保険契約の存続 (就業不能保険普通保険約款第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る給付金等の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。) (3) 保険契約の存続を申し出る給付金等の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
14. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (就業不能保険普通保険約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) ・「被保険者の住民票」は、被保険者と給付金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	

別表3 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所(別表4)以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所(別表4)に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 在宅療養

「在宅療養」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示(公的医療保険制度(別表6)にもとづく医科診療報酬点数表(別表7)によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。)の算定対象として列挙されている診療行為等をいいます。)にもとづき、日本国内の自宅等(病院または診療所(別表4)以外の施設を含みます。)において治療に専念することをいいます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、診療行為を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表8 障害等級2級以上

「障害等級2級以上」とは、国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。

別表9 対象となる精神・神経疾患


対象となる精神・神経疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00～F 09
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（ただし、薬物依存を除きます。）	F 10～F 19 (ただし、F 11.2、F 12.2、 F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、 F 18.2、F 19.2 を除きます。)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20～F 29
気分[感情]障害	F 30～F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40～F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50～F 59
成人の人格及び行動の障害	F 60～F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70～F 79
心理的発達の障害	F 80～F 89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90～F 98
詳細不明の精神障害	F 99
てんかん	G 40
てんかん重積（状態）	G 41

別表10 精神・神経障害等級2級以上

「精神・神経障害等級2級以上」とは、つぎの各号のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態



「ずっともっとサービス」 等について

契約者が利用できるサービスの内容等について、記載しています。

※「ご契約のしおり」では、契約者が個人の場合、「お客様ID」を「お客様番号（お客様ID）」、「パスワード」を「暗証番号（パスワード）」と表記しています。

「ずっともっとサービス」等について

「ずっともっとサービス」および「自動取引サービス」について

お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）が発行された個人のお客様は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等の各種サービスを利用できます。

○ご契約の際には、お客様番号（お客様ID）発行手続が必要です。また、既にお客様番号（お客様ID）が発行されている場合には、ご契約をお客様ID規程適用契約^①として追加します。



■次のご契約は、お客様ID規程適用契約とはなりません。

- ・財形保険
- ・企業年金保険・団体定期保険等の企業保険
- ・その他所定のご契約

①お客様番号（お客様ID）・暗証番号（パスワード）について^②

名称	内容
お客様番号 （お客様ID）	お客様のご契約をとりまとめてお客様番号（お客様ID）を発行します。お客様番号（お客様ID）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な11桁の数字です。
暗証番号 （パスワード）	お客様番号（お客様ID）発行手続後、お客様による暗証番号（パスワード）の設定が必要です。暗証番号（パスワード）は、「ずっともっとサービス」や、「自動取引サービス」等を利用する際に必要な4桁の数字です。



■保険金等の税法上の取扱いは、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

お客様番号（お客様ID）発行手続時等において別名義のご契約を契約者変更し、同一のお客様番号（お客様ID）にとりまとめる場合等には留意ください。

■お客様ID規程適用契約の満期、解約、契約者変更等によりお客様ID規程適用契約がすべて消滅した場合、または、契約者が死亡した場合には、お客様番号（お客様ID）は消滅します。

■お客様番号（お客様ID）を含めた各種サービスの内容については、将来、補充、変更または廃止することがあります。

お客様ID規程の補充、変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または店頭等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

■お客様番号（お客様ID）が発行されたお客様のご契約内容、申込書^③記載事項、その他の知り得た情報について、各種サービスの提供を目的として業務上必要な範囲で利用し、または業務上必要な範囲でグループ会社や提携会社等に提供し利用することがあります。



①お客様ID規程適用契約

「お客様ID発行申込書」等で確認したご契約です。該当のご契約は、当社ホームページ等から確認ください。



②詳細は、「お客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。

③申込書

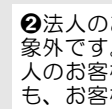
当社所定の端末を使用する方法を含みます。

② 「ずっともっとサービス」について^①

○「ずっともっとサービス」とは、お客様番号（お客様ID）が発行された個人のお客様が利用できるサービスであり、次の4つのメニューがあります。^②



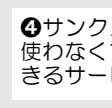
① 詳細は、「ずっともっとサービス規程」および当社ホームページ等を確認ください。



② 法人のお客様は対象外です。また、個人のお客様であっても、お客様番号（お客様ID）が発行されていないお客様は対象外です。



③ サンクスマイルを貯める方法やライフイベント等の詳細は、当社ホームページ等を確認ください。



④ サンクスマイルを使わなくても利用できるサービスです。

サンクスマイルメニュー

サンクスマイルが貯まる^③

アフターサービスに必要となる、お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）の情報を登録した場合等に、サンクスマイルが貯まります。

サンクスマイルを使う

貯まったサンクスマイルは好きなときにさまざまな賞品と交換できます。

ハッピープレゼントメニュー^④

お客様ご自身とご家族（配偶者様・お子さま・お孫さま）のライフイベント^③を連絡したとき、または契約者本人のご契約の更新・満期・払込満了を迎えたときに、記念品としてプレゼントを届けます。

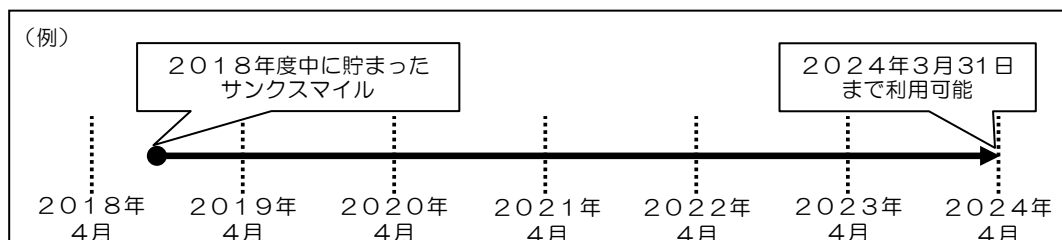
プレミアムチャンスメニュー

応募した方の中から抽選で、素敵なプレゼントが当たります。

ハートフルサポートメニュー^④

健康・介護・育児の無料相談等、お客様の暮らしを支援するさまざまなサービスを利用できます。

○サンクスマイルには有効期限があります。4月1日から翌年3月31日までの1年間で貯まったサンクスマイルを当年度のサンクスマイルとし、当年度のサンクスマイルの有効期限は、5年後の3月31日までとします。



■ご契約の解約等によりお客様番号（お客様ID）が消滅した場合、「ずっともっとサービス」の利用を停止し、サンクスマイルは消滅します。また、お客様番号（お客様ID）の対象となるご契約が全て失効した場合には、サンクスマイルの使用やハッピープレゼントおよびプレミアムチャンスの申込み等はできません。

■登録した情報が事実と異なる場合等、当社がサンクスマイルを取消すことが適切であると判断した場合には、サンクスマイルを取消すことがあります。

■「ずっともっとサービス」は、将来、変更または廃止することがあります。ずっともっとサービス規程の変更、廃止については、変更内容および変更日を通知もしくは公告し、または当社ホームページ等に表示します。この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降はこの規程の適用を終了します。

③「自動取引サービス」について①

○お客様番号（お客様ID）および暗証番号（パスワード）を利用することで、ホームページや電話（はいっ！TEL）から、次のサービスを利用できます。

【利用できる主なサービス】②

- 契約貸付金の借入れ・返済
- 積立配当金の引出し
- 据置祝金・据置保険金の引出し

等



①利用できるサービスの詳細は、当社ホームページ等を確認ください。

②ご契約内容によっては利用できない場合があります。



■すでにニッセイカードをお持ちの方は、契約日が2012年4月1日以前の所定のご契約についてのみ、2018年9月22日まで、ATMによる取引を利用可能です。（契約日が2012年4月1日以前の所定のご契約が、保障見直し制度の利用等によりすべて消滅した場合は、ATMによる取引を利用できなくなります。）

■ATMによる取引等のニッセイカード・サービスは、2018年9月22日をもって終了します。

■なお、2012年4月2日以降はニッセイカードを新規に発行しておりません。

「ご契約情報家族連絡サービス」について

契約者ご自身によるお手続き等のお問合せが困難になった場合に備え、サポートいただくご家族を登録いただき、そのご家族にもご契約情報をお知らせするサービスです。

「ご契約情報家族連絡サービス」について①

- 主に70歳以上の個人の契約者を対象としたサービスです。②
- 契約者のご契約情報を記載した通知を、年1回、ご家族に送付します。
- 登録いただいたご家族から、ご契約情報および必要なお手続きについてお問合せいただけます。



①詳細は、「ご契約情報家族連絡サービス規程」および当社ホームページ等を確認ください。

②サービスへの登録は任意です。



■企業・団体向け商品、金融機関窓口販売商品等を除く個人向け商品が対象です。

■ご家族による代理でのお手続きはできません。

① 登録いただけるご家族の範囲

- 以下の優先順位で、1名を登録ください。③
- ①指定代理請求人
- ②配偶者・子・孫・兄弟・姉妹・甥・姪
- ③被保険者・受取人・後継保険契約者

② 登録に必要なご家族の情報

○ご家族について登録いただく情報は、以下の6項目です。

- | | | |
|-------|------------|-------|
| ・氏名 | ・性別 | ・住所 |
| ・生年月日 | ・契約者からみた続柄 | ・電話番号 |



■登録いただけるご家族は1名のみです。

2件以上の契約にご加入の場合でも、登録いただけるご家族は1名のみです。

■登録いただくご家族には、必ず同意を得てください。

■登録いただいたご家族に、契約内容をお伝えします。

ご加入いただいている全てのご契約に対して、配当金や契約貸付金の残高等の情報もお伝えします。

■契約者宛の通知が不着となった場合などに、登録いただいたご家族へ当社から連絡をすることがあります。

■当サービス利用中に、新たにご契約に加入いただく場合、そのご契約に対しても、当サービスが適用されます。

③ お問合せ先

○登録いただいたご家族は、ニッセイコールセンターもしくはお客様窓口でお問合せいただけます。

③登録いただけるご家族は日本国内にお住まいの方に限りです。

用語の説明

1. ご契約のしおり等における「障がい」の表記

「ご契約のしおり」や「契約内容通知書」等では、「障害」を「障がい」と表記しています。

例) 身体障害保険金 ⇒ 身体障がい保険金

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。

2. 保険用語の説明

	保険用語	説明
か	解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社がご契約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいやく)	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。 ※ニッセイ就業不能保険（無解約払戻金）には解約払戻金はありません。
き	給付金 (きゅうふきん)	所定の就業不能状態になった場合にお支払いする短期就業不能給付金、長期就業不能給付金および特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）をいいます。
	給付金等の受取人 (きゅうふきんとうのうけとりんにん)	短期就業不能給付金、長期就業不能給付金、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）、長期給付無事故支払金を受取る人をいいます。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 (けいやくないようつうちしょ)	ご契約の給付月額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は35歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	告知義務 (こくちぎむ)	契約者や被保険者はご契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書（告知入力画面）」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）いただくことを要します。また、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合にも同様に、事実をありのまま正確にお伝え（告知）いただくことを要します。 これらを告知義務といいます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書（告知入力画面）」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
	告知書 (こくちしょ)	ご契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。

	保険用語	説明
	ご契約後の被保険者の年齢 (ごけいやくごのひほけんしゃのねんれい)	毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
さ	催告 (さいこく)	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。
し	指定代理請求人 (してだいらいせいきゆうにん)	所定の給付金等について、その給付金等の受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるとき、給付金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。
	支払基準日 A (しはらいきじゅんびえー)	第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回目の支払基準日 Aといい、第2回目以後の支払基準日 Aは、第1回目の支払基準日 Aの毎月の応当日となります。
	支払基準日 B (しはらいきじゅんびびー)	第1回特定疾患就業不能給付金(精神・神経疾患)の支払事由に該当した日を第1回目の支払基準日 Bといい、第2回目以後の支払基準日 Bは、第1回目の支払基準日 Bの毎月の応当日となります。
	支払限度 (しはらいげんど)	約款で定める、給付金のお支払いに関する通算の支払回数の限度のことをいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、給付金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、給付金等をお支払いします。
	死亡時支払金受取人 (しぼうじしはらいきんうけとりにん)	契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
	就業不能状態 A (しゅうぎようふのうじょうたいえー)	責任開始時以後の傷害(精神・神経疾患を原因とするものを除きます。)または疾病(精神・神経疾患を除きます。)を原因とした、入院、在宅療養、障がい等級2級以上のいずれかの状態をいいます。
	就業不能状態 B (しゅうぎようふのうじょうたいびー)	責任開始時以後の傷害(精神・神経疾患を原因とするものに限り。)または精神・神経疾患を原因とした、入院、精神・神経障がい等級2級以上のいずれかの状態をいいます。
	診査 (しんさ)	医師扱のご契約を申込みされた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしのひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の給付金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのう)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
ち	長期給付無事故支払金 (ちょうききゆうふむじこしはらいきん)	長期就業不能給付金のお支払いがなく、被保険者が保険期間満了時に生存していた場合にお支払いするお金をいいます。

	保険用語	説明
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	特別条件 (とくべつじょうけん)	ご契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じてご契約につける条件(保険料を割増して払込みいただく等)のことをいいます。
	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみぎげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日(年払の場合は契約応当日)の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の就業不能状態等が保険の対象とされる人をいいます。
	被保険者の年齢 (ひほけんしゃのねんれい)	⇒「ご契約後の被保険者の年齢」を参照ください。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に支払事由に該当した場合等に、給付金等の支払対象となります。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期(契約日)から起算して、満1力年を第1保険年度といたします。以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日(年払の場合は、契約応当日)からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間となります。 *第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる給付月額に保険料率を乗じて計算されます。
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料のことをいいます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、給付金をお支払いできない事由をいいます。 支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には給付金をお支払いできません。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約約款があります。

	保険用語	説明
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

《営業時間》 月～金曜日（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

- ・※の店舗は、18:00以降、入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話*1でご照会ください。

《土曜日の保険相談サービス》 10:00～17:00（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

- ・Ⓧ印の店舗にて実施しています。
- ・お手続きはお取扱いしておりません。
- ・予約制となっておりますので、事前に店舗までお電話*1のうえ、ご来店ください。

*1）電話受付時間（幕張オフィス除く）：月～金曜日 9:00～18:00（祝日、12/31～1/3 は除きます。）

《ライフプラザ幕張オフィス（くらしと保険の相談デスク）》

- ・入出金をともなうお手続きなど、一部お受けできないお取扱いがございますので、ご来店の前にお電話でご照会ください。
- ・ライフプラザ幕張オフィスの電話受付時間は 10:00～18:00（定休日なし）です。
- ・毎月25日直前の日曜日は、システムメンテナンスのため営業時間を 18:00 までに短縮して運営しております。

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
北海道	ライフプラザ札幌	060-0003	札幌市中央区北3条西4-1-1 日本生命札幌ビル3F	011-207-0160		○
	ライフプラザ釧路	085-0014	釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル4F	0154-22-7131	○	
	ライフプラザ旭川	070-0033	旭川市三条通9-右1 日本生命旭川ビル1F	0166-26-1481	○	
	ライフプラザ苫小牧	053-8666	苫小牧市錦町1-1-1 日本生命苫小牧ビル6F	0144-36-1211	○	
	ライフプラザ函館	040-0064	函館市大手町12-8 ニッセイ函館ビル1F	0138-26-2121	○	
青森県	ライフプラザ青森	030-8604	青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル1F	017-775-1611	○	
岩手県	ライフプラザ盛岡	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル1F	019-623-2321	○	
宮城県	ライフプラザ仙台	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当山西ビル1F	022-213-1473	○	
秋田県	ライフプラザ秋田	010-0001	秋田市中通4-2-7 日本生命秋田中央通ビル4F	018-833-5171	○	
山形県	ライフプラザ山形	990-0031	山形市十日町2-1-2 日本生命山形ビル4F	023-622-2511	○	
福島県	ライフプラザ福島	960-8041	福島市大町5-6 日本生命福島ビル5F	024-521-1201	○	
	ライフプラザ郡山	963-8580	郡山市駅前2-12-2 日本生命郡山駅前ビル5F	024-932-0632	○	
茨城県	ライフプラザ水戸	310-8602	水戸市泉町2-2-27 ニッセイ水戸ビル1F	029-231-5225	○	
栃木県	ライフプラザ宇都宮	320-0033	宇都宮市本町4-15 NIビル6F	028-622-8161	○	
	ライフプラザ小山	323-0023	小山市中央町2-1-15 日本生命小山ビル2F	0285-23-6065	○	
群馬県	ライフプラザ群馬	371-0024	前橋市表町2-9-7 日本生命前橋ビル1F	027-224-9113	○	
	ライフプラザ太田	373-8688	太田市飯田町1321 ニッセイ太田ビル1F	0276-45-7431	○	
埼玉県	ライフプラザさいたま	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル3F	048-647-7760		○
	ライフプラザ川越 Ⓧ	350-1123	川越市脇田本町14-1 日本生命川越ビル1F	049-244-3960		○
	ライフプラザ熊谷	360-0037	熊谷市筑波2-48-1 大栄日生熊谷ビル7F	048-522-4873	○	
	ライフプラザ越谷	343-0845	越谷市南越谷1-16-13 ニッセイ越谷ビル1F	048-987-3312		○
千葉県	ライフプラザ千葉	260-0015	千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル1F	043-226-8551		○
	ライフプラザ幕張オフィス （くらしと保険の相談デスク）	261-8535	千葉市美浜区豊砂1-1 イオンモール幕張新都心ランドモール2F	043-274-2631	10:00～20:00 （定休日なし）	
	ライフプラザ船橋	273-0011	船橋市湊町2-1-1 ニッセイ船橋ビル1F	047-431-9383		○
	ライフプラザ成田	286-0033	成田市花崎町951 ニッセイ成田ビル2F	0476-22-7632	○	
	ライフプラザ柏 Ⓧ	277-0023	柏市中央1-1-3 日本生命柏ビル1F	04-7166-6843		○



都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
東京都	ライフプラザ丸の内 ※⊕	100-8288	千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビルB1F	03-5533-1087	9:00～19:00	
	ライフプラザ品川 ※⊕	108-0075	港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー2F	03-3471-6301	9:00～19:00	
	ライフプラザ新宿	163-0801	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル1F	03-3346-8437		○
	ライフプラザ上野	110-0015	台東区東上野2-18-10 日本生命上野ビル1F	03-3836-6835		○
	ライフプラザ亀戸	136-0071	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル1F	03-3682-4178		○
	ライフプラザ渋谷	150-0041	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル4F	03-3476-5512		○
	ライフプラザ池袋	170-0013	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル2F	03-3983-4961		○
	ライフプラザ立川 ⊕	190-0012	立川市曙町2-20-5 立川ニッセイAHビル1F	042-524-0245		○
	ライフプラザ吉祥寺	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル2F	0422-23-2581		○
	ライフプラザ町田 ⊕	194-0022	町田市森野1-13-14 日本生命町田ビル1F	042-725-0365		○
神奈川県	ライフプラザ横浜	220-0004	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル6F	045-311-2811		○
	ライフプラザ川崎	210-0015	川崎市川崎区南町1-1 日本生命川崎ビル6F	044-245-1920		○
	ライフプラザ武蔵小杉 ⊕	211-8790	川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス13F	044-733-1131		○
	ライフプラザ湘南	251-0052	藤沢市藤沢462 日本生命藤沢駅前ビル8F	0466-25-9372		○
	ライフプラザ小田原	250-0012	小田原市本町1-4-5 日本生命小田原ビル3F	0465-23-8395	○	
新潟県	ライフプラザ新潟	950-0901	新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル10F	025-241-6621	○	
	ライフプラザ長岡	940-0066	長岡市東坂之上町3-2-6 日本生命長岡ビル1F	0258-36-5541	○	
富山県	ライフプラザ富山	930-0083	富山市総曲輪1-7-15 日本生命富山総曲輪ビル1F	076-441-2101	○	
石川県	ライフプラザ金沢	920-0869	金沢市上堤町1-28 日本生命金沢ビル4F	076-261-0191	○	
福井県	ライフプラザ福井	910-0023	福井市順化1-21-1 ニッセイ福井ビル7F	0776-23-8800	○	
山梨県	ライフプラザ甲府	400-0031	甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル1F	055-222-1576	○	
長野県	ライフプラザ長野	380-8655	長野市大字南長野南県庁1040-1 日本生命県庁前ビル4F	026-227-7683	○	
	ライフプラザ松本	390-8701	松本市深志1-1-17 ニッセイ松本ビル1F	0263-33-6633	○	
岐阜県	ライフプラザ岐阜	500-8548	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル7F	058-264-7188	○	
静岡県	ライフプラザ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町1-6 日本生命静岡ビル2F	054-255-1151	○	
	ライフプラザ浜松	430-0926	浜松市中区砂山町325-34 ニッセイ浜松駅前アネックス1F	053-453-8181	○	
	ライフプラザ沼津	410-0801	沼津市大手町2-10-17 ニッセイ沼津ビル1F	055-962-8702	○	
愛知県	ライフプラザ名古屋 ⊕	461-0005	名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル3F	052-952-7890		○
	ライフプラザ名古屋駅前	450-0002	名古屋市中村区名駅2-45-7 松岡ビル1F	052-583-7381		○
	ライフプラザ愛知東	444-0044	岡崎市康生通南2-13 ニッセイ岡崎ビル2F	0564-26-1960	○	
	ライフプラザ豊橋	440-0076	豊橋市大橋通1-68 静銀ニッセイ豊橋ビル3F	0532-52-1540	○	
	ライフプラザ刈谷	448-0842	刈谷市東陽町2-17-3 日本生命刈谷ビル1F	0566-28-6921	○	
	ライフプラザ豊田	471-0025	豊田市西町4-25-18 中根ニッセイビル1F	0565-31-0725	○	
三重県	ライフプラザ津	514-0028	津市東丸之内20-12 日本生命津ビル6F	059-228-0311	○	
	ライフプラザ四日市	510-0084	四日市市栄町2-16 ニッセイ四日市ビル1F	059-351-6561	○	
滋賀県	ライフプラザ滋賀	520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル7F	077-522-1569	○	
京都府	ライフプラザ京都	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル3F	075-211-7816		○
大阪府	ライフプラザ天王寺	545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-36 アベノセンタービル7F	06-6649-8520		○
	ライフプラザ梅田 ※⊕	530-0017	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル25F	06-6311-6802	9:00～19:00	
	ライフプラザ本店 ※	541-8501	大阪市中央区今橋3-5-12 日本生命本店本館1F	06-6209-5543	9:00～19:00	
	ライフプラザ堺	590-0074	堺市堺区北花田口町3-2-6 ニッセイ堺東ビル3F	072-221-8250		○
	ライフプラザ池田*2	563-0025	池田市城南1-2-23 日本生命池田ビル1F	072-754-6937		○
	ライフプラザ京阪	573-0032	枚方市岡東町5-32 日本生命枚方ビル3F	072-845-0421		○
	ライフプラザ茨木	567-0031	茨木市春日2-2-8 星光ニッセイ茨木ビル1F	072-621-8970		○
	ライフプラザ布施	577-0056	東大阪市長堂2-1-22 星光布施ビル1F	06-6783-2999		○
兵庫県	ライフプラザ神戸	651-8501	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1F	078-272-5577		○
	ライフプラザ姫路	670-0962	姫路市南駅前町100番 姫路パラスオ2ビル9F	079-289-0901	○	
	ライフプラザ明石	673-0892	明石市本町2-1-26 ニッセイ明石ビル8F	078-912-2665	○	
奈良県	ライフプラザ奈良	630-8115	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル1F	0742-23-1190		○
和歌山県	ライフプラザ和歌山	640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル9F	073-423-9325	○	
鳥取県	ライフプラザ鳥取	680-0822	鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル1F	0857-22-8501	○	
島根県	ライフプラザ松江	690-0007	松江市御手船場町551 ニッセイ松江ビル1F	0852-21-5185	○	

*2) ライフプラザ池田は、2018年3月に「ライフプラザ川西」に店舗名を変更のうえ、移転予定です。

都道府県	店舗	郵便番号	所在地	電話番号	営業時間	
					9:00 ～ 15:30	9:00 ～ 18:00
岡山県	ライフプラザ岡山	700-0903	岡山市北区幸町7-33 ニッセイ岡山幸町ビル8F	086-224-4691	○	
	ライフプラザ倉敷	710-0826	倉敷市老松町3-10-25 日本生命倉敷ビル1F	086-424-1261	○	
広島県	ライフプラザ広島*3	730-0811	広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル1F	082-248-1521	○	
	ライフプラザ福山	720-0811	福山市紅葉町2-27 日本生命福山ビル8F	084-923-5240	○	
山口県	ライフプラザ山口	750-0006	下関市南部町19-10 日本生命下関ビル1F	083-222-8111	○	
	ライフプラザ徳山	745-0034	周南市御幸通1-10 日本生命徳山ビル3F	0834-31-3001	○	
徳島県	ライフプラザ徳島	770-0841	徳島市八百屋町2-11 日本生命徳島ビル12F	088-654-5151	○	
香川県	ライフプラザ高松	760-0017	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル1F	087-825-0007	○	
愛媛県	ライフプラザ松山	790-0001	松山市一番町3-3-3 菅井・ニッセイビル1F	089-941-9585	○	
高知県	ライフプラザ高知	780-0870	高知市本町5-6-3 日本生命高知本町ビル1F	088-823-0271	○	
福岡県	ライフプラザ北九州	802-0005	北九州市小倉北区堺町1-3-15 日本生命小倉堺町ビル2F	093-531-0985		○
	ライフプラザ博多	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第二ビル1F	092-483-0400		○
	ライフプラザ天神	810-0001	福岡市中央区天神1-14-1 日本生命福岡ビル1F	092-712-2311		○
	ライフプラザ久留米	830-0017	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル1F	0942-32-4470	○	
佐賀県	ライフプラザ佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-14-40 ニッセイ佐賀駅前ビル1F	0952-32-2727	○	
長崎県	ライフプラザ佐世保	857-0862	佐世保市白南風町8-17 佐世保交通センタービル3F	0956-25-8050	○	
	ライフプラザ長崎	850-0033	長崎市万才町4-15 日本生命長崎ビル新館1F	095-823-6181	○	
熊本県	ライフプラザ熊本	860-0802	熊本市中央区中央街2-11 熊本サンニッセイビル1F	096-325-0131	○	
大分県	ライフプラザ大分	870-0027	大分市末広町1-1-18 ニッセイ大分駅前ビル2F	097-534-9207	○	
宮崎県	ライフプラザ宮崎	880-0812	宮崎市高千穂通2-5-32 日本生命宮崎駅前ビル1F	0985-24-7111	○	
鹿児島県	ライフプラザ鹿児島	890-8521	鹿児島市中央町18-1 南国センタービル1F	099-255-1101	○	
沖縄県	ライフプラザ那覇	900-0034	那覇市東町3-1 ニッセイ東町ビル1F	098-862-8511	○	

*3) ライフプラザ広島は、2018年2月に移転予定です。

約款等をWebでご覧いただくにあたって

当社では、紙資源の使用削減による環境負荷軽減の取組みとして、「ご契約のしおり-定款・約款」の約款等の内容を当社ホームページにて確認いただいております。約款等をWebでご覧いただく場合の主な画面の流れに基づいて、操作方法を説明しています。なお、当社ホームページは「日本生命」で検索または右記のアドレスを入力してください。
※画面はイメージです。今後予告なく変更されることがあります。

日本生命

検索

http://www.nissay.co.jp

① 当社ホームページ トップページ



(画面下段「知る・楽しむ」の下)

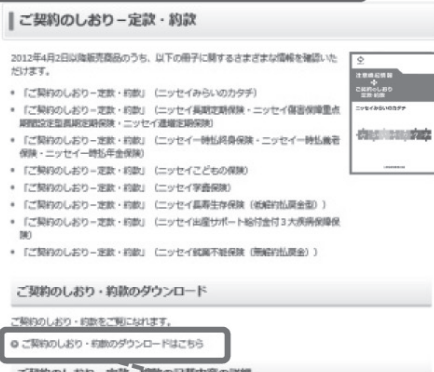


契約内容や保険商品の重要事項を記載した
ご契約のしおり-定款・約款

はこちら

「ご契約のしおり-定款・約款はこちら」を選択

② 「ご契約のしおり-定款・約款」



「ご契約のしおり・約款のダウンロードはこちら」を選択

③ 「ご契約のしおり・約款のダウンロード」

ご契約のしおり・約款のダウンロード

2012年4月2日以降販売商品のご契約のしおり・約款
※1 金融機関窓口販売商品等、一部掲載されず
※2 定款、お客様ID規程、ずっともっとサービス規程 サービス規程は以下を参照ください。

定款、その他の規程は
こちらから選択

- 定款 [382KB]
- お客様ID規程
- ずっともっとサービス規程
- 法人向けお客様ID規程
- ご契約情報家族連絡サービス規程 [300KB]

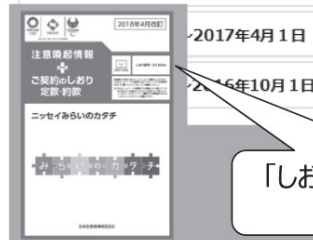
下にスクロール

2018年4月2日～ (しおり番号: 201804A~H)

2018年1月22日～2018年4月1日

2017年4月2日～2018年1月21日

お手持ちの「ご契約のしおり-定款・約款」の表紙に記載の「しおり番号」のタブを選択



「しおり番号」はしおり表紙でご確認ください。

2018年4月2日～ (しおり番号: 201804A~H)

ご契約のしおり冊子種類 (しおり番号)	保険種類	ご契約のしおり約款ダウンロード
みらいのカタチ (201804A)	<ul style="list-style-type: none"> ・終身保険 ・養老保険 ・年金保険 ・定期保険 ・生存給付金付定期保険 ・3大疾病保障保険 ・継続サポート3大疾病保障保険 ・特定重篤疾病保障保険 ・身体障がい保障保険 ・介護保障保険 ・総合保障 ・特定損 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> ご契約のしおり [12.6MB] <input type="radio"/> 約款をお読みいただく前に [0.17MB] <input type="radio"/> 約款 [1.52MB]

参照したい冊子種類の「約款」を選択

④ 約款 PDF

・PDFで約款の全文を確認いただけます。



生命保険のお手続きやお問合せ

(2018年4月現在)

ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

※祝日、12/31～1/3を除く

- ※ プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。
- ※ お電話をいただく際には、契約番号をお知らせください。
- ※ ニッセイコールセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 休日明けは混み合っつながりにくい時がありますのでご了承ください。
- ※ おかけ間違いのないようご注意ください。

窓口でのお手続き

当冊子のお客様窓口を参照ください。

ご契約者さま専用サービス



<http://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

利用可能時間 月曜日 8:00～24:00

火～土曜日 24時間

日曜日・祝日 0:00～20:00

〔出金手続・一部変更手続について〕

月～土曜日 8:00～23:45

日曜日・祝日 8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いします。
なお、後ほどお送りする契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

	しよりのページ
クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回)	P10
健康状態等の告知義務	P13
責任開始(保障の開始)と契約日	P16
保険料の払込方法	P27
保険料の払込期月・保険料期間	P29
保険料の払込みの案内とご契約の解除	P31
給付金等をお支払いできない場合	P39
解約と解約払戻金	P46

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本 店
〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021(ニッセイコールセンター)(通話料無料)
〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉
0120-147-369(通話料無料)

ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、
保険契約締結の代理権はありません。

〔Ⓒ日本18-57〕[登録年月日18/4/2](商品開発部30.4.75,000 No.5900)Ⓓ